

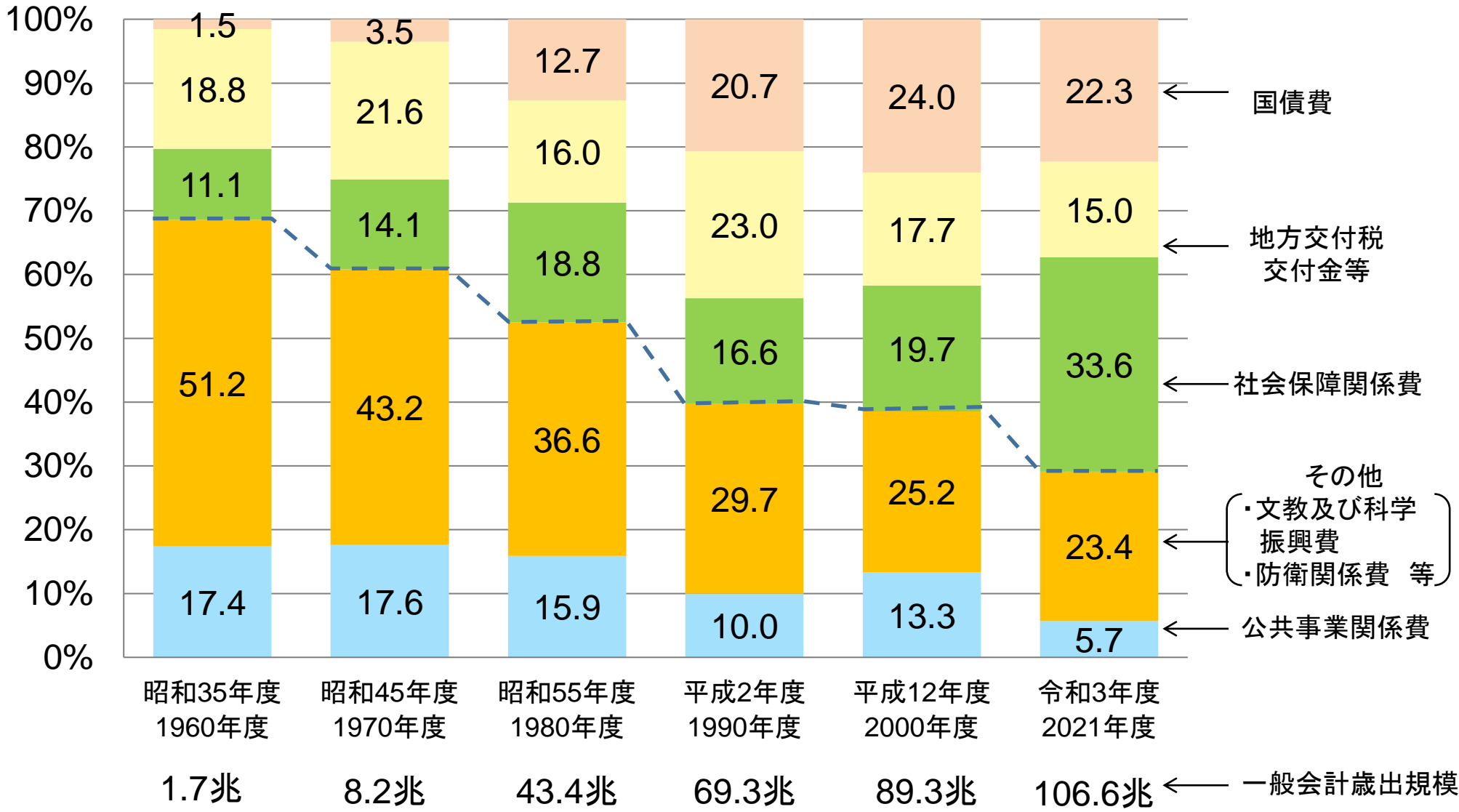
公共工事に関する最近の動向

国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術調整管理官 福田 浩

1. 予算の推移
2. 建設業を取り巻く課題
3. 働き方改革に向けた取り組み
4. 生産性向上に向けた取り組み(インフラDX)
5. 四国品確協(発注者協議会)の取り組み
6. 資材高騰対策

1. 予算の推移

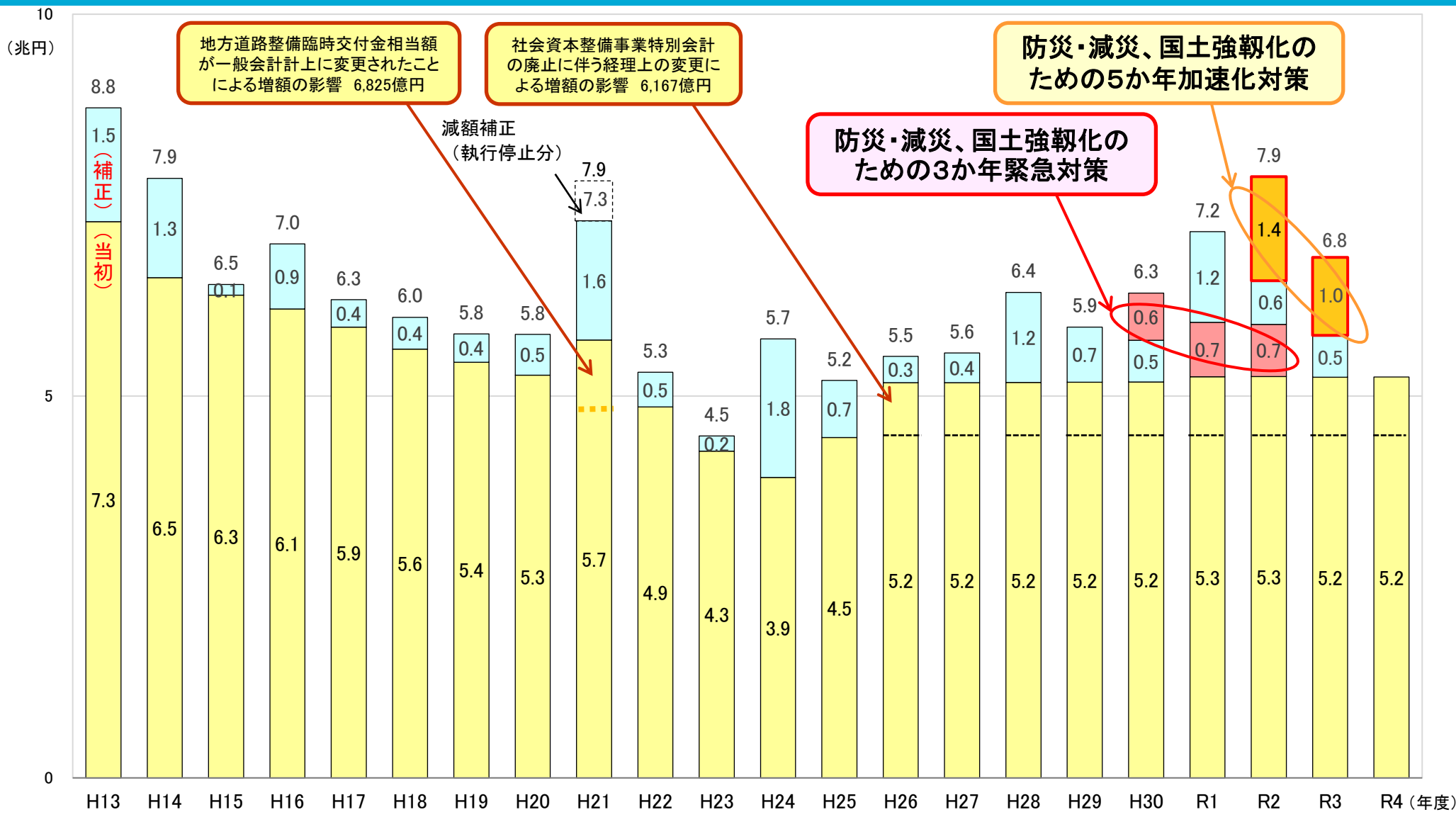
我が国の財政状況（一般会計歳出に占める主要経費の割合の推移）



※平成12年度までは決算、令和3年度は政府案による。

（財務省公表資料を元に作成）

公共事業関係費(国土交通省関係)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。

※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。

※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度及び2年度分は、それぞれ令和2年度及び令和3年度の補正予算により措置されている。

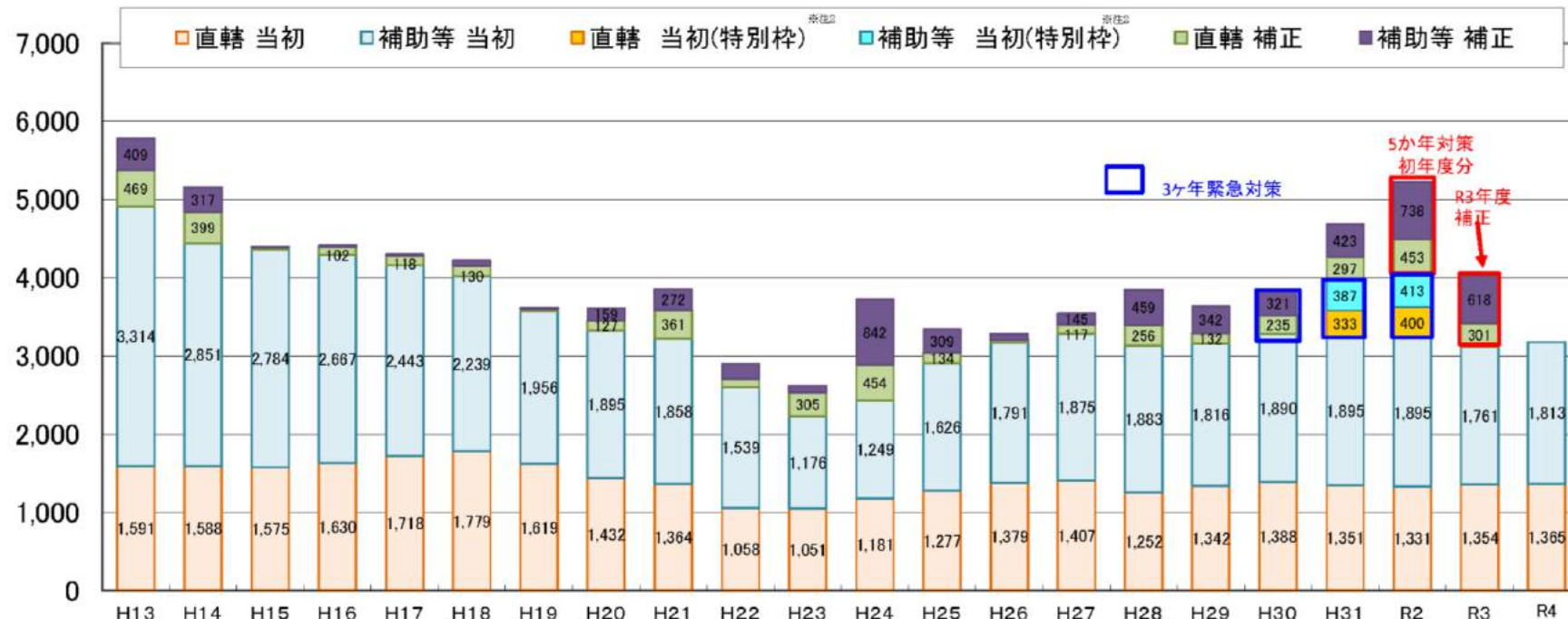
※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

四国地方整備局 予算の推移

○四国地方整備局の令和4年度当初予算は、直轄1,365億円、補助・交付金1,813億円の合計3,178億円

○当初予算としては、ここ数年は同規模で推移

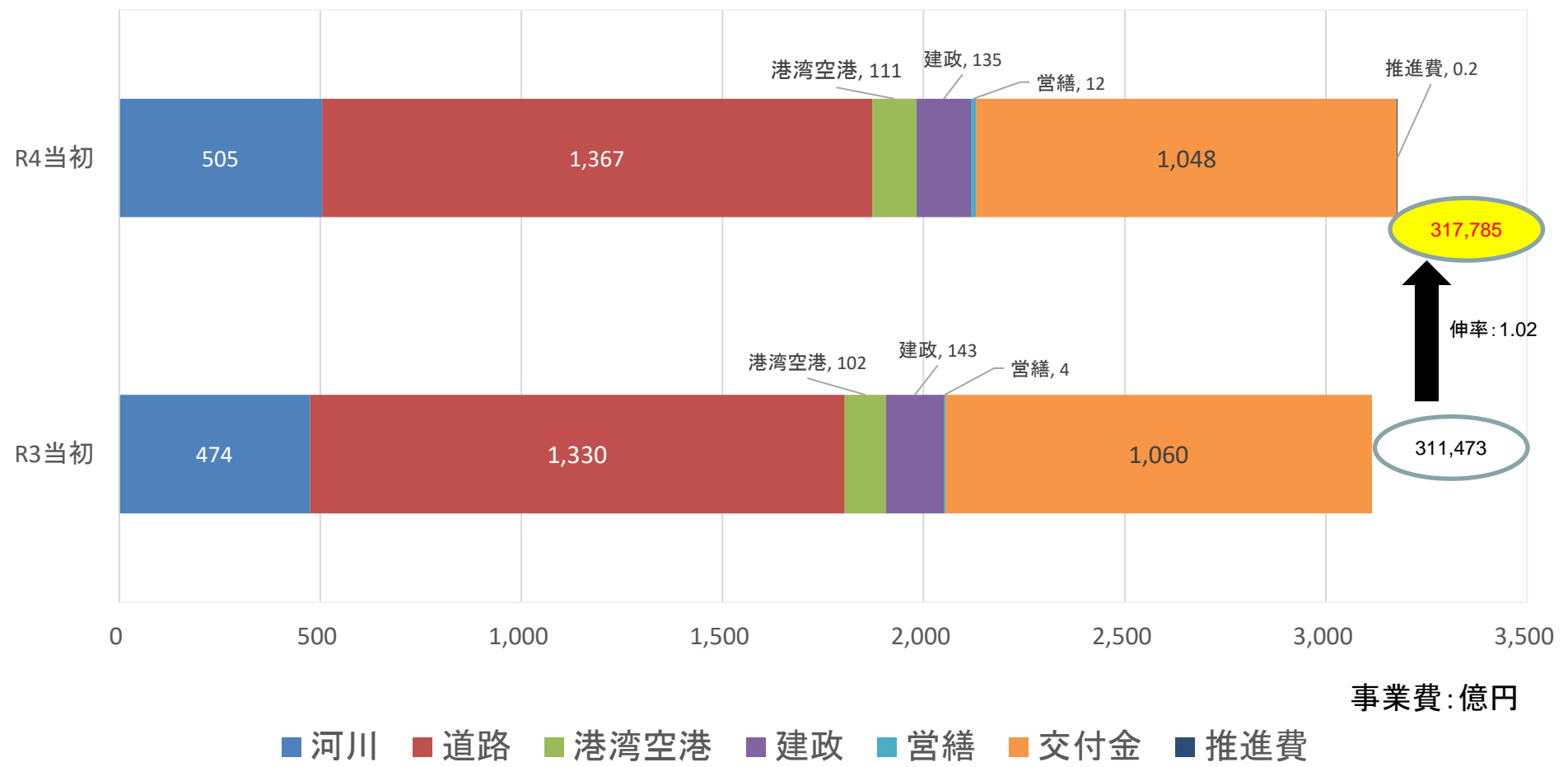
[億円]



注1: 上記表の計数はそれぞれ四捨五入となっているため、端数において合計とは一致しないものがある。
 注2: H31年度およびR2年度は当初予算内に特別枠(防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策)を含む

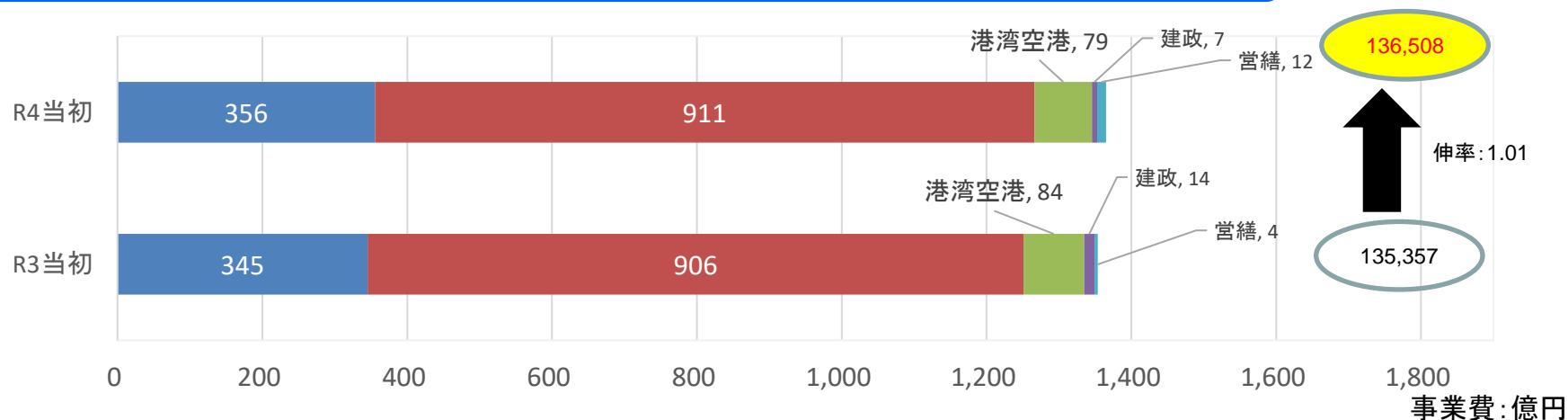
○ 対前年度の全体予算の伸率については全国0.98に対して四国地整は1.02

直轄+補助等(四国全体)



直轄(四国全体)

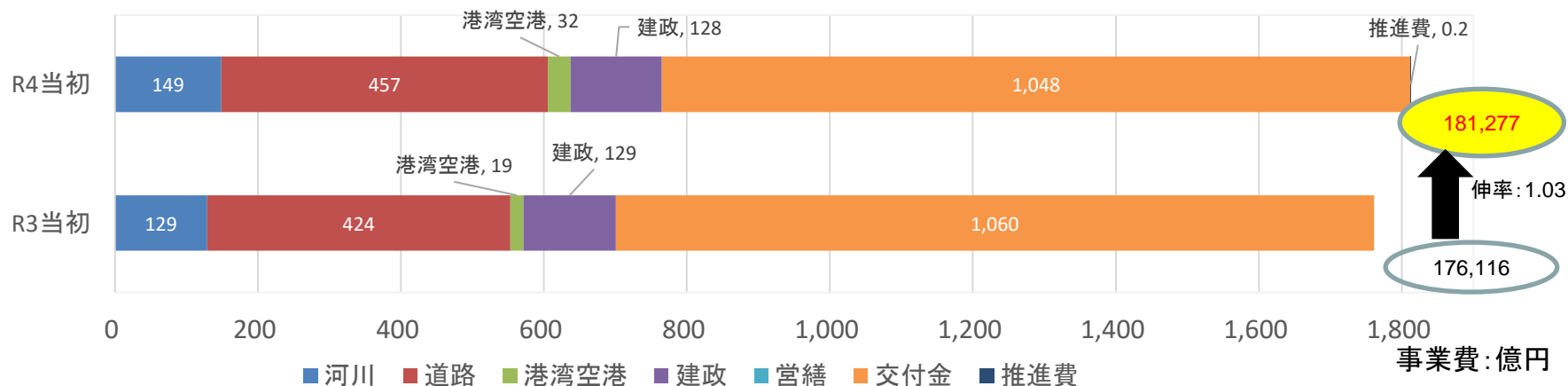
○対前年度の直轄伸率については全国1.003に対して四国地整は1.009



補助等(四国全体)

○対前年度の補助伸率は全国1.020に対して四国地整は1.029

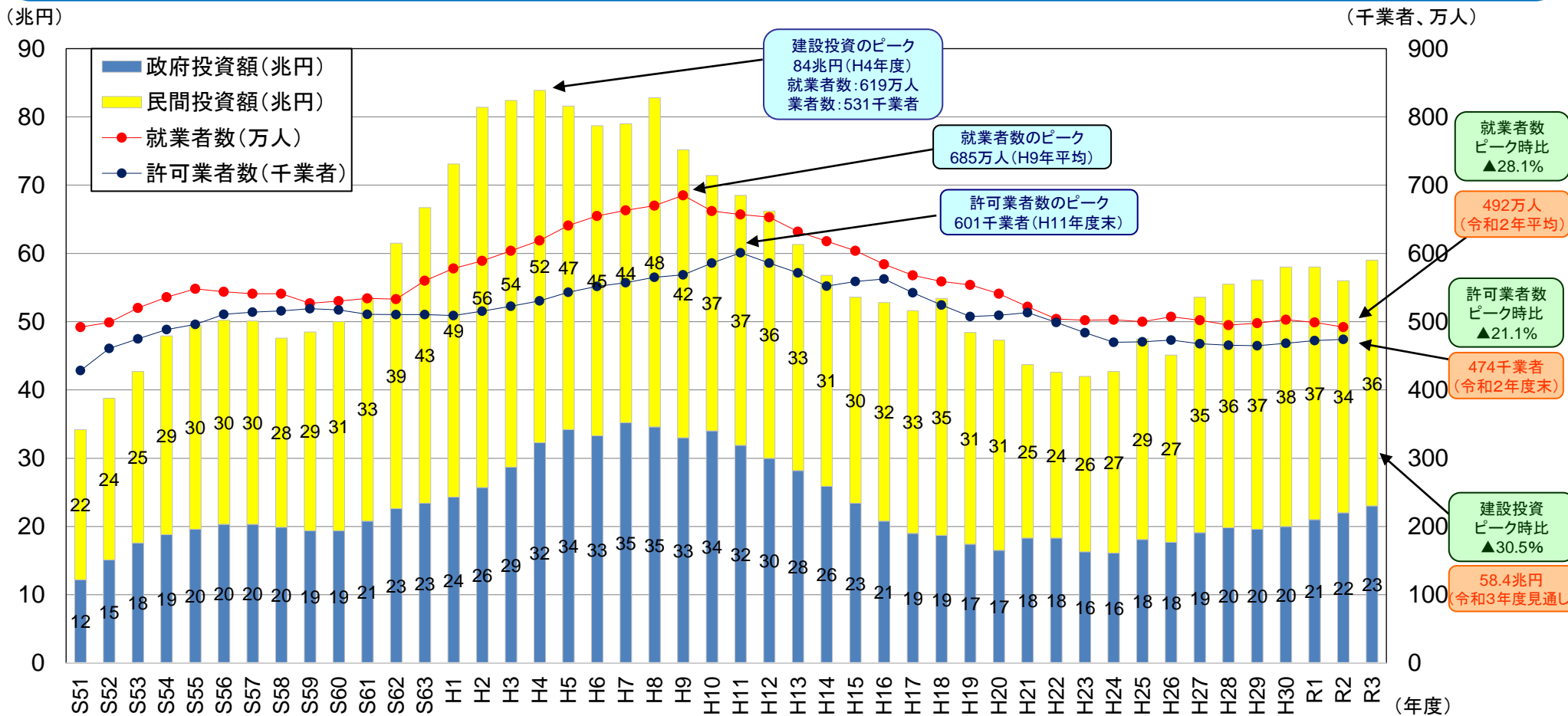
○県別の対前年度比は徳島県1.083、香川0.905、愛媛1.095、高知1.013



2. 建設業を取り巻く課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し（ピーク時から約31%減）。
- 建設業者数（令和2年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和2年平均）は492万人で、ピーク時（平成9年平均）から約28%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度（2018年度）まで実績、令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）は見込み、令和3年度（2021年度）は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

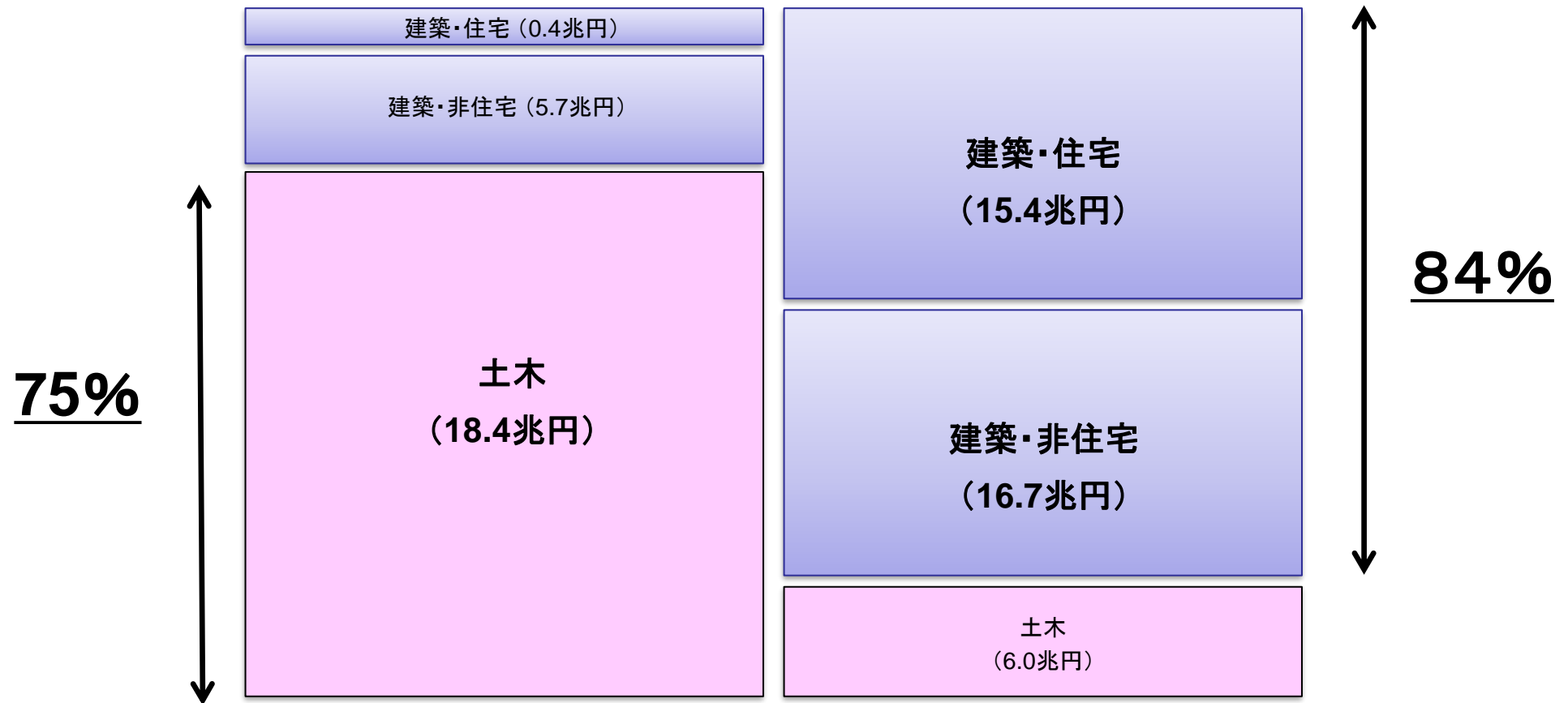
注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年（2015年）産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。

【公共 24.5兆円】

【民間 38.1兆円】



地域を支える建設産業への期待

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



- (一社) 熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との災害時協定より支援活動を実施。



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



▲林建協働(岐阜県飛騨地域)

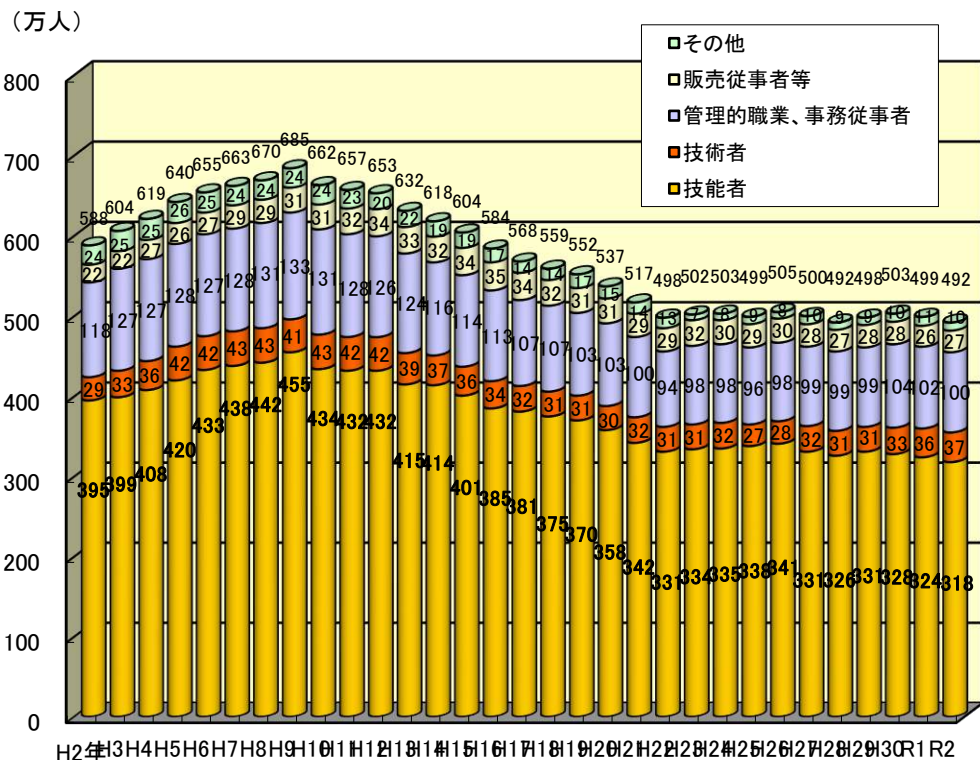


▲建設と農業の多能工(愛媛県)

建設業就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)

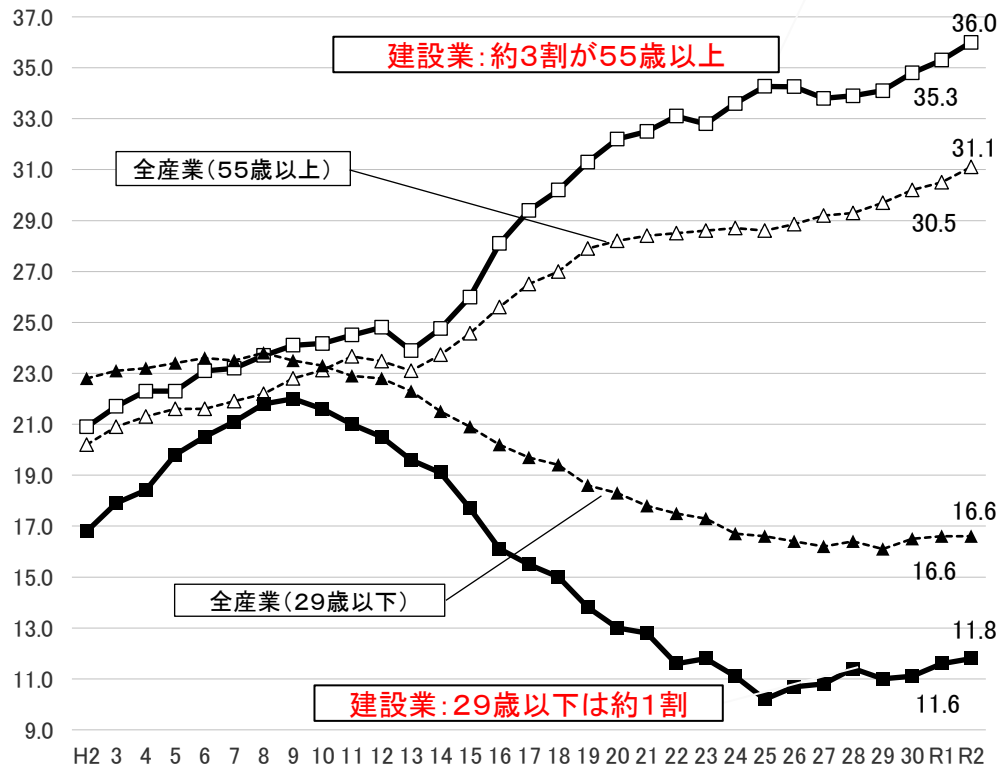


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



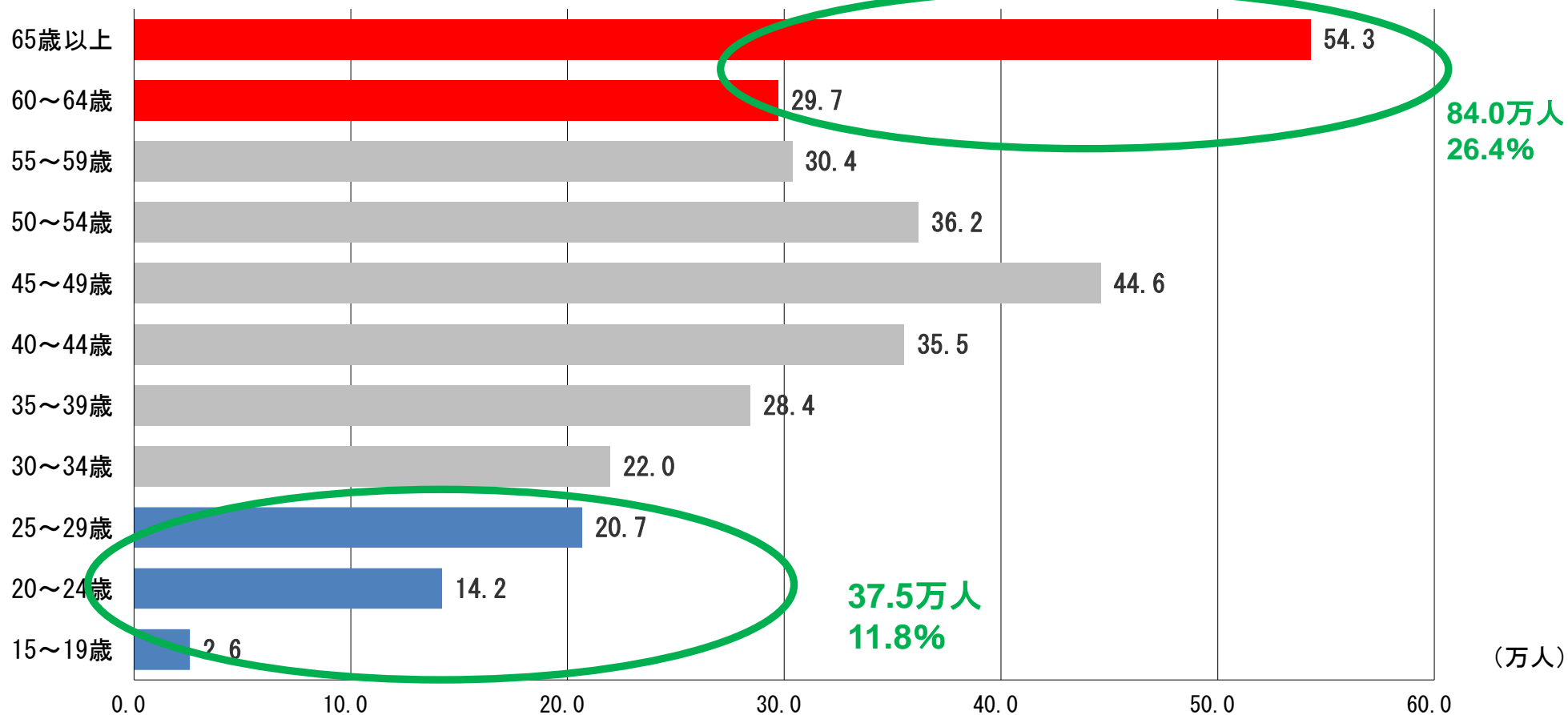
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

(年齢階層)

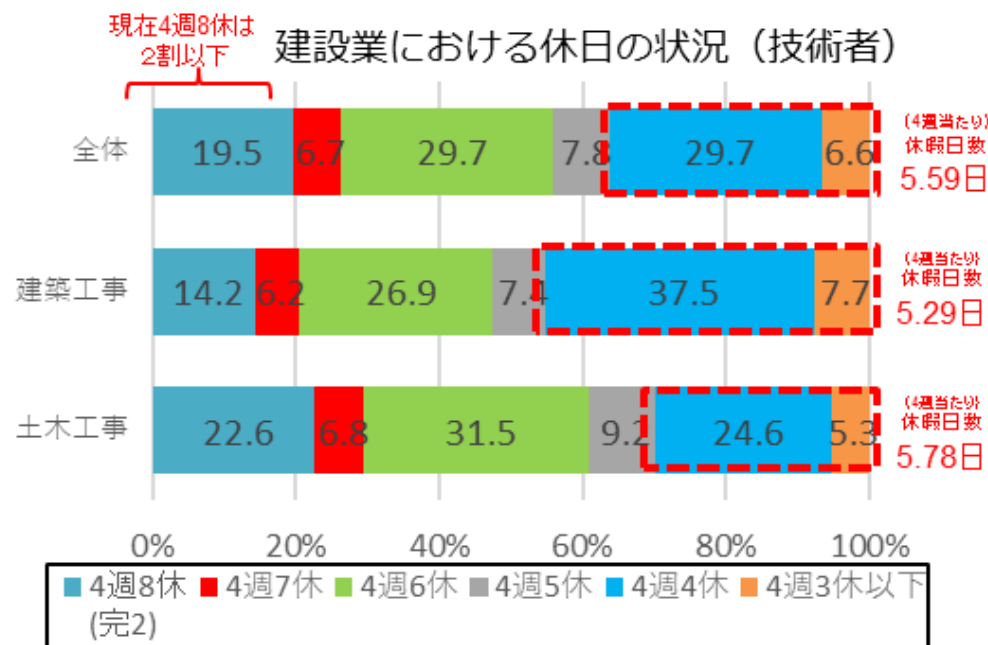
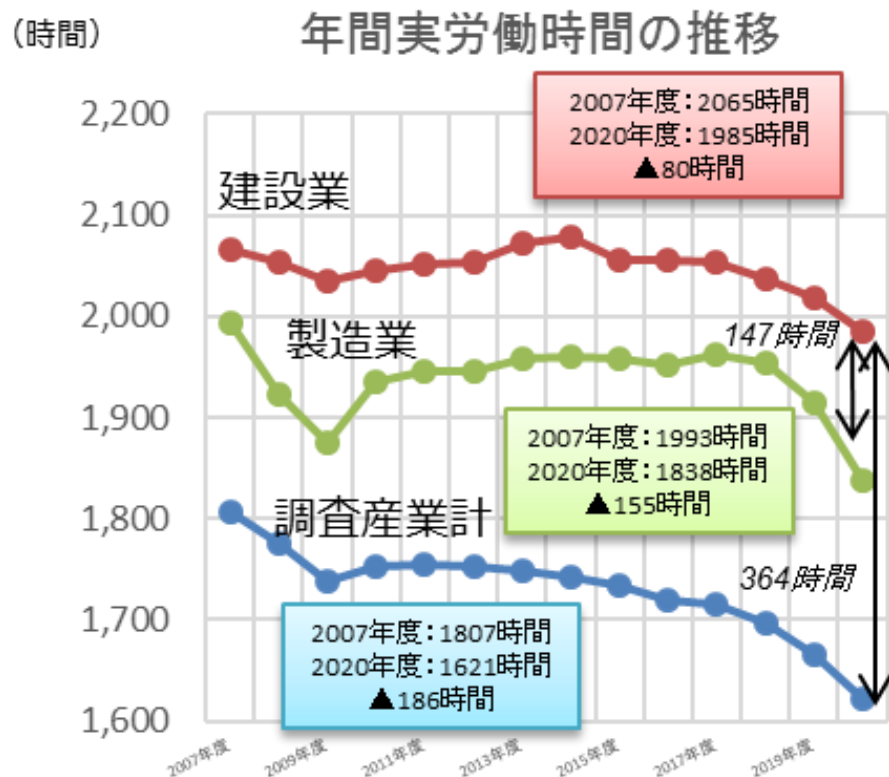


出所：総務省「労働力調査」(令和2年平均)をもとに国土交通省で推計

建設業の年間実労働時間等の状況

○建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

○他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

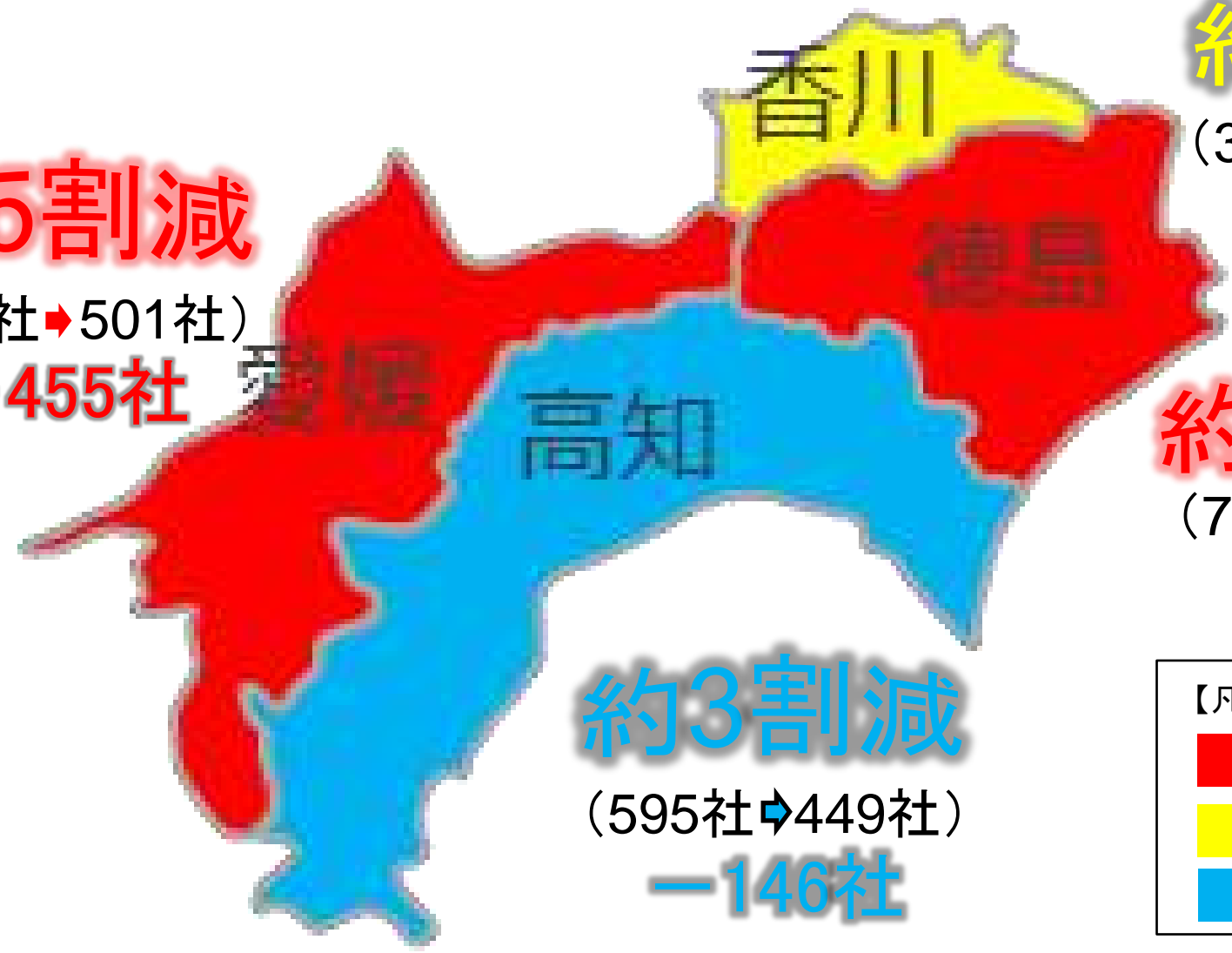
直近20年間(平成13年～令和3年)

約5割減
(956社→501社)
-455社

約4割減
(395社→227社)
-168社

約5割減
(779社→398社)
-381社

約3割減
(595社→449社)
-146社



【凡例】	
■ (Red)	…約5割減
■ (Yellow)	…約4割減
■ (Blue)	…約3割減

出所：各県建設業協会よりデータ提供

品確法と建設業法・入契法(新担い手3法) R1改正時の概要

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要（令和元年6月7日成立 6月14日施行）

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【**発注者の責務**】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【**基本理念**】

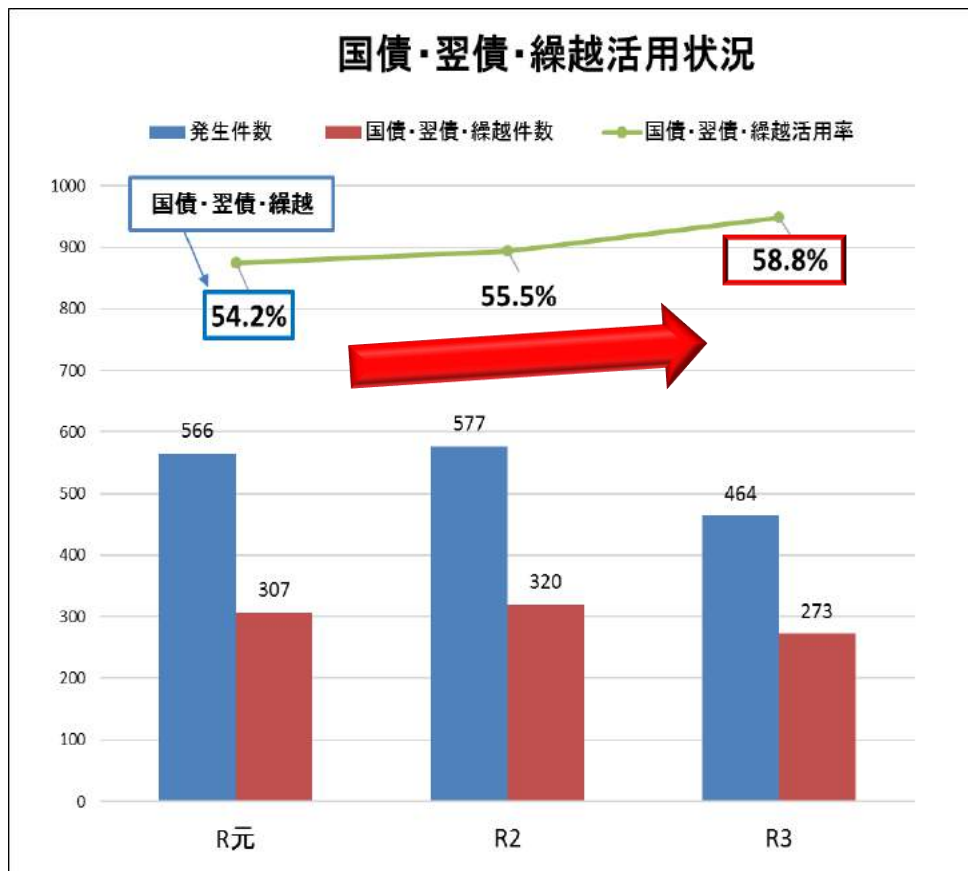
- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

3. 働き方改革に向けた取り組み

施工時期の平準化(四国地方整備局発注工事)

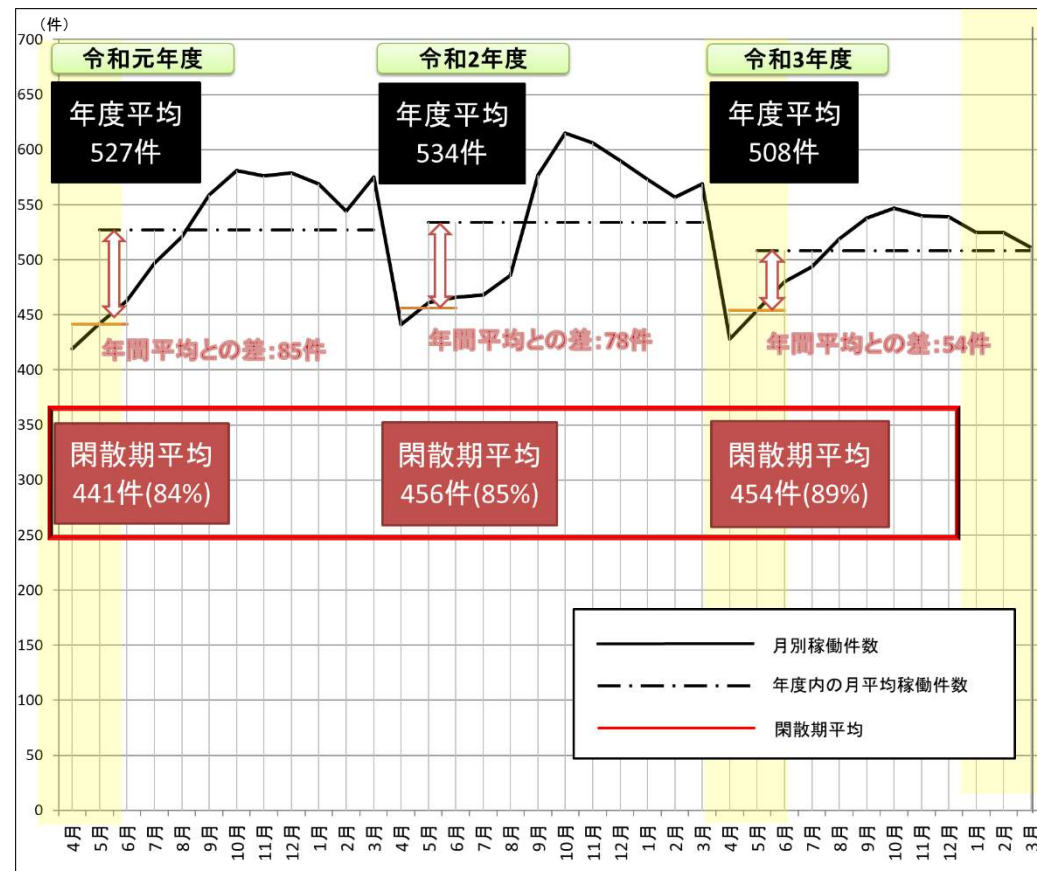
- 国債、翌債、繰越を積極的に活用し、工事の平準化を推進。(令和3年度実績:全体件数の58.8%)
(R元:54.2%、R2:55.5%、R3:58.8%)
- 閑散期(4月～6月)の稼働状況は、**全体工事件数の概ね8割超を維持**。
(R元、84%、R2:85%、R3:89%)

1. 国債・翌債・繰越活用状況



※工事契約実績件数より集計(港湾工事除く)

2. 発注工事の月別稼働状況



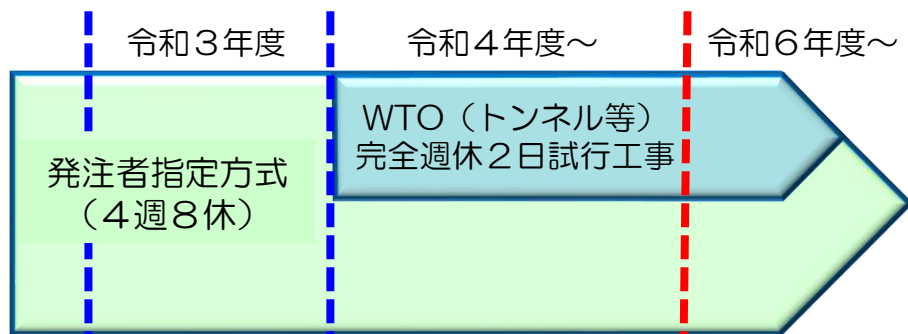
※閑散期:4月～6月

週休2日制(発注者指定方式)の拡大

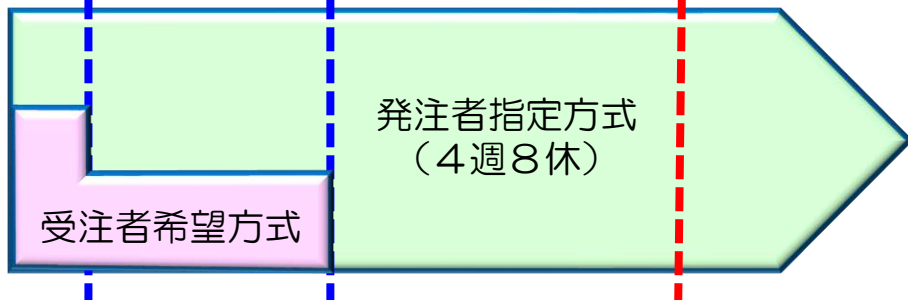
週休2日制(発注者指定方式)の拡大 【拡充】

令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められており、早急に産業構造(環境)を整える必要がある。直轄工事において週休2日工事を順次拡大させるため、**本官工事・分任官工事ともに発注者指定方式(現場閉所)、WTO案件の一般土木工事(トンネル工事)等は発注者指定方式の完全週休2日試行工事(現場閉所)、経常維持工事(河川維持・道路維持)は発注者指定方式(交替制モデル)とし、週休2日制の拡大を目指す。**

本官工事



分任官工事



令和3年度

- ◆本官工事は、発注者指定方式を基本とする。
- ◆分任官工事は、原則「発注者指定方式」により実施
※但し、下記の工事について、当面は「受注者希望方式」とすることができる。
 - ①受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が多い工事。
 - ②交代制に必要な人員の確保が困難な工事。

令和4年度

- ◆本官工事は、発注者指定方式(現場閉所)を基本とする。
なお、WTO案件の一般土木工事(トンネル工事)は全工事、また、橋梁上部工事(鋼橋及びPC橋)のうち各1件ずつを、発注者指定方式の完全週休2日試行工事(現場閉所)とする。
※完全週休2日試行工事：発注者が完全週休2日(土日・祝祭日)に取り組むことを指定する週休2日試行工事(発注者指定方式)
- ◆分任官工事は、発注者指定方式(現場閉所)を基本とする。
なお、経常維持工事(河川維持・道路維持)は全工事、発注者指定方式(交替制モデル)とする。
※その他維持工事は、発注者指定方式(現場閉所)を基本
※その他維持工事とは、バイパス保守、街路樹維持、照明維持、公園維持を指す。
※経常維持工事及びその他維持工事については、実施タイプを受注者の希望により変更できる選択条項を設定する。

◆【四国初の取り組み】

☞ 受注者、発注者が連携して取り組む「全工事統一休業日」を国・4県同時に記者発表

「統一休業日」初日となる“4月9日(土)”NHK ニュース(四国4県)で放映

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保につなげようと、国や四国4県などで作る協議会は、四国各地で行われる公共工事について今月から月に1回、一斉に休業する「統一休業日」を設定し、休日の確保を促す取り組みを始めました。

この取り組みは、国土交通省四国地方整備局や四国4県などで作る「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が工事を発注する市町村や建設会社に呼びかけて行います。

具体的には、今月から来年3月末までの1年間、毎月第2土曜日を統一の休業日にする予定で、1回目は今月9日に設定されています。休日の取得状況は後日、協議会が確認し、現場の課題なども調査したうえで建設業の労働環境の改善に役立てるとしています。

全国の建設会社で作る団体の調査によりますと、建設業に従事する人が週休2日を確保している割合は2割ほどにとどまり、休日の確保は大きな課題となっています。

協議会の事務局を務める四国地方整備局は、「一部の公共工事では週休2日が条件となっているが四国全体で見ると働き方改革は不十分な状況だ。『統一休業日』を通じて、働き方改革の促進を後押しし、建設業の担い手の確保につなげていきたい」と話しています。

おはよう日本・ぎゅっと四国等(四国のニュース)
4月9日(土)6時・7時・12時台 3回放映
【放映=6:55・7:33・12:15 1m40s/回程度】



- 受発注者の監督・検査業務の効率化及び新型コロナ対策のため、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)及び建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領(案)が令和3年3月に改定(※令和4年3月に試行要領(案)から実施要領(案)に変更)
- **令和3年度から、通信機能が確保される可能な工事は、原則全ての工事で発注者指定方式による試行**
- 工事監督・検査業務だけでなく、調査業務(ボーリング検尺)でも活用

工事監督(検測)



鉄筋の配筋間隔を拡大し検測

中間技術検査



工場(大分市)での検測状況を確認



調査ボーリング検尺



PC&USBカメラ、Wi-Fi通信を活用

【現場からの配信映像】
ロッドを抜き取って
検数用に整理

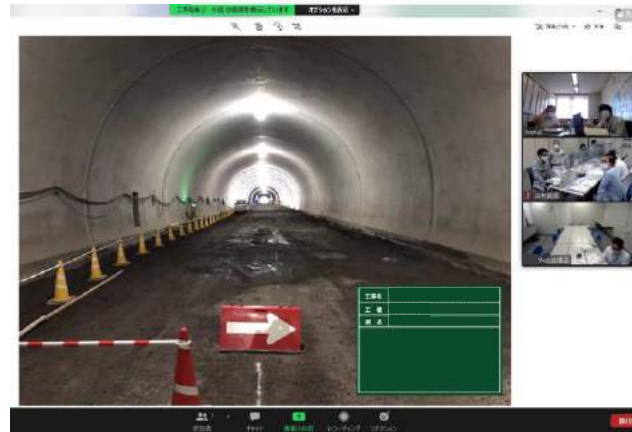
- 令和3年8月に新型コロナウイルス感染が拡大（四国地整内でクラスタ発生）し、四国管内で「まん延防止措置」が執られたことから、四国地方整備局では同年9月より、感染防止対策として、**工事等の検査については、特別な事情がない限り、当面の間、原則「Web検査」とした。（現在可能な限り継続中）**
- 検査対象は、本官、分任官契約の「完成検査」、「完済部分検査」、「既済部分検査」、「中間技術検査」。
- 令和3年度のWeb検査の実施状況は**本官検査で23件。県外移動抑制もあり、約70%の本官検査がWEBで実施。**

● 書面検査（テレビ会議）の例

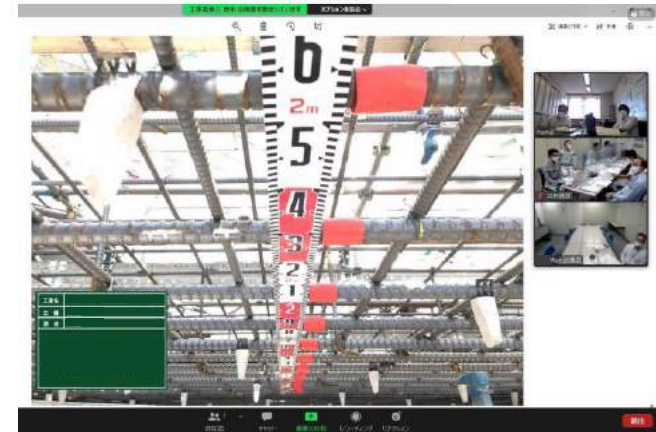
検査状況



提示画面（対面検査と同様に写真等を画面共有し説明）



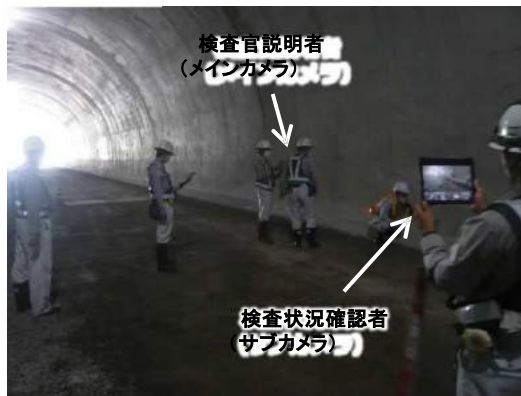
検査状況確認画面



検査講評

● 現場検査（遠隔臨場）の例

検査状況



24.(事例) 四国地整 徳島県三好市 令和2-3年度 吉野川水系釜ヶ谷堰堤改良工事

〈試行工事概要〉

工期	R2.9.24~R3.12.24
試行期間	R2.9.24~R3.12.24
工事内容 (主工種)	砂防ダム工 一 式 構造物撤去工 式
事務所	四国山地砂防事務所
受注者	県西土木(株)

〈試行内容〉

映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム	遠隔臨場による確認項目	工夫した点
「記録」 ・スマートフォン 「配信」 ・(株)現場サポート	・コンクリート堰堤本体工 (差し筋確認) ・鋼製堰堤本体工 (現場品質試験：高力ボルト軸力試験) ・支障木処理工 (処理範囲) ・現場発生品確認 ・転落防止柵 完了確認	・特別な機器等を使用せず、現場側は、手持ちのスマートフォンで実施した ・監督側は、モニタを利用し、現地状況を大きく見えるようにした

〈現場の声〉



【立会状況(現場側)】



【スマートフォンで現地撮影】

●施工者(受注者)

〈効果〉

- ・発注者の移動時間による手待ちが解消されるので工程を短縮できる。

〈課題〉

- ・山間部では通信圏外の地域があるので遠隔臨場が行えない場合がある。
- ・音声障害により一方の声が聞こえない場合がよくあった。



【立会状況(監督側)】



【モニタで確認】

●監督員(発注者)

〈効果〉

- ・現場までの移動時間が無くなり、業務の効率化が図れた。
- ・室内作業のため、安全かつ体調管理が容易

〈課題〉

- ・山間部の工事であるため通信状況が安定せず、音声途切れる等、コミュニケーションが取り難いことがあった。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全職種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

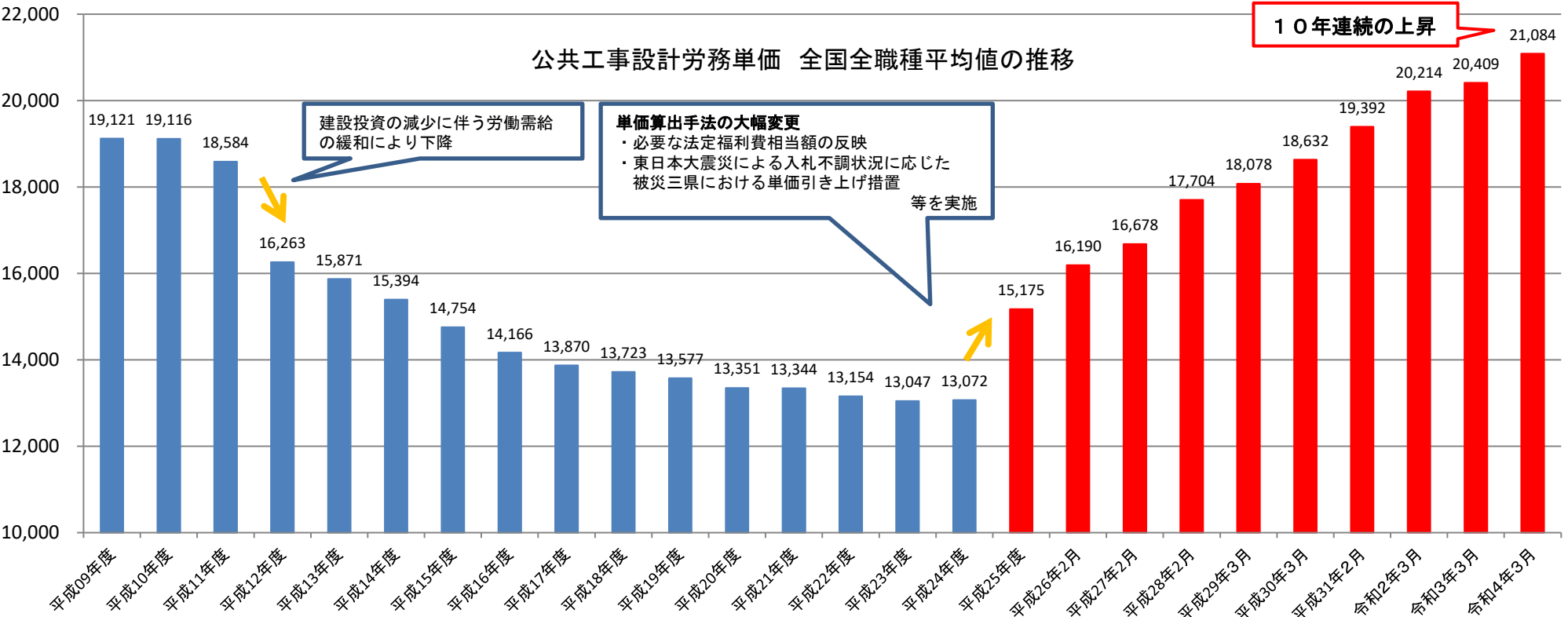
(主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	+57.4%

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

【実施内容】

- 適用対象** : 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての工事。
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。
- 加点評価** : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。
加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加点割合は5%以上。（賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明）
- 実績確認等** : 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。
（賃上げ加算点に1点を加えた減点）

■総合評価の加点

	加算点合計	配点	加点後加算点合計	加点割合
技術提案評価型S型（WTO）	60	4	／64	6%（≧5%）
技術提案評価型S型（WTO以外）	50	3	／53	6%（≧5%）
施工能力評価型Ⅱ型	30	2	／32	6%（≧5%）

■詳細についてはこちら（四国地方整備局HP）

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>



四国地方整備局におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、職員の在宅勤務及び時差出勤に取り組んでおります。来庁される皆様にはご不便をおかけしますが、事前に電話連絡をいただくなど、ご協力をお願い致します。また、アポイントメントを取らずに来庁される方につきましては、お手数をおかけしますが、受付で担当者にご連絡いただきますよう、お願い致します。

採用情報
「これからもずっと住み続けたい。」
そう思えるような、魅力ある四国を創っています。

- WEB業務説明会のご案内
- 現場見学会のご案内

四国の防災情報

情報ページへ >

お知らせ

- NEW!
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(工事、業務)
- NEW!
四国官庁OPENゼミのご案内

クリック!

四国地方整備局HPに賃上げのページを開設。

<http://www.skr.mlit.go.jp/index.html>

- トップページの「お知らせ」から、「総合評価実施方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（工事、業務）」をクリック。
- 概要を含め、主なQ&Aを掲載しております。
- ご質問は、お問い合わせ窓口に**メールにて**お願いします。（Q & Aとして作成するため）

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(工事、業務)

- [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について\(本省HP\)](#)
- [工事、業務の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての運用について\(R4.1.19事務連絡\)](#)
- [概要資料](#)
- [主なQ&A\(本省HP\)](#)
- [お問い合わせ窓口](#)
四国地方整備局 企画部 技術管理課
メール sougouhyouka-g8810@mlit.go.jp
※お問い合わせは、回答に時間がかかる場合がございます。

○適正化指針策定の経緯

- ・建設業が引き続き、**災害対応、インフラ整備、メンテナンスなどを支援する重要な役割**を果たし続けるためには、**建設業界における働き方改革を一段と強化**していくことが必要
- ・生産性の向上を目指す方針が示され、建設プロセス全体で、i-Constructionの導入を始めとした新たな建設手法が導入されており、これらの取り組みによって**従来の3Kイメージを払拭し、多様な人材を呼び込み、定着化を図り、新3K(給料、休暇、希望)を実現**するための取り組みを進めることが重要
- ・しかしながら、建設現場に目を向けると、**依然として労働時間が長く、休日が不十分といった不満**があることも事実であり、特に、**工事関係書類の作成は現場を担当する建設技術者の大きな負担**
- ・建設技術者の負担軽減を目的とした「**土木工事書類作成マニュアル**」を平成21年に策定し、**その都度見直し**を行ってきたが、十分な成果を得たとは言い難い状況であり**抜本的な解決には至っていない**

○「工事関係書類等の適正化検討WG」を設置

- ・**工事関係書類等の適正化を図る方策を検討することを目的**に設置
 - ・メンバー(20名): **四国土木施工管理技士会連合会**:各県2名(8社8名)、**監督支援業務**:4名、**四国地方整備局**:8名
 - ・平成30年度 第1回:平成30年3月23日 第2回:平成30年5月30日 第3回:平成30年9月27日
 - ・令和元年度 第1回:令和元年12月10日 第2回:令和2年3月17日
 - ・令和3年度 第1回:令和4年2月15日 第2回:令和4年3月16日
- ※令和2年度については、コロナ禍の影響により、メールにて意見交換を実施。

○工事関係書類等の適正化指針の策定

- ・平成30年10月18日策定(公表)
- ・平成30年度に試行工事を実施し、**平成31年4月1日から全工事に適用する本格実施**に移行
- ・毎年、**フォローアップを目的にアンケート調査を実施**
- ・**令和2年3月30日、令和3年3月31日、令和4年3月30日に改訂**

○発注内容・設計照査

【ケース1】発注時より工事変更を予定、工事が一時中止の場合も

- ◎ あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。

○地元、関係機関協議・支障物件

【ケース1】地元、関係機関協議の資料・議事録作成のサービス

- ◎ 工事のための借地交渉について指定仮設は発注者が、任意仮設はあくまで任意によるものなので、受注者で作成をお願いします。ただし、比較的規模が大きく、明らかに影響のあるものは、可能な限り指定仮設として発注者で対応することを周知徹底します。
- ◎ 発注時において、明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。

○施工計画書・施工管理体制

【ケース1】施工計画書の過度な作り込み

- ◎ 施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等を参考に作成して下さい。

○完成図書

【ケース2】完成図・発注図面の修正

- ◎ レイヤー等においては、必要なもののみを発注者にて修正し、提供するようにします。

◆HPアドレス: http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html

四国地方整備局 > 企画部 > 技術管理 > 通達・マニュアル等 (工事・業務) > 工事関係書類等の適正化指針関係

国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術管理

TOP 工事 業務 通達・マニュアル等 (工事・業務) 四国地方整備局 TOP

通達・マニュアル等

工事関係書類等の適正化指針関係

書類適正化 目安箱

目安箱 (適正化指針に関する問合せ、これまでに寄せられた意見)

1. 工事関係書類等の適正化指針

工事関係書類等の適正化指針 [R4.3月策定] PDF

[「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答 \[R4.3月策定\] PDF](#)

[「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答 \[R4.3月策定\] PDF](#)

工事関係書類等の適正化指針 [R3.3月策定] PDF

[「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答 \[R3.3月策定\] PDF](#)

[「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答 \[R3.3月策定\] PDF](#)

工事関係書類等の適正化指針 [R2.3月策定] PDF

工事関係書類等の適正化指針 (案) [H30.10月策定] PDF

2. 土木工事書類作成マニュアル

土木工事書類作成マニュアル [平成21年11月] PDF

土木工事書類作成マニュアル [平成24年9月] PDF

土木工事書類作成マニュアル [平成30年6月] PDF

土木工事書類作成マニュアル [平成31年4月] PDF

土木工事書類作成マニュアル [令和2年3月] PDF

土木工事書類作成マニュアル [令和3年3月] PDF

土木工事書類作成マニュアル [令和4年3月] PDF

・新旧表 (令和4年3月更新) PDF

工事関係書類等の適正化指針 (R4.3.30更新)

四国地方整備局発注工事における
工事関係書類等の適正化指針

～「やりがい」「働きがい」のある建設現場の実現に向けて～

令和4年3月
工事関係書類等の適正化検討WG

書類適正化目安箱について

- ・四国地方整備局ホームページ上で今後も意見を募ります。
- ・工事関係書類の適正化指針にはQRコード等を示し、目安箱の利用促進を図っています。
- ・得られた意見は、定期的に指針への反映・更新を行い、内容の充実を図ります。

意見投稿画面



投稿された意見・回答の閲覧画面



目安箱のこれまでの意見・回答		
NO	タイトル(項目)	回答年月日
20	埋設物確認について	2022/02/15
19	設計変更協議時の入札手続中の質問書の取扱いについて	2022/01/26
18	工事関係書類一覧表の書誌作成根拠の確認について	2021/08/03
17	施工体制台帳の提出資料について	2021/08/03
16	遠隔現場について	2021/08/03
15	週末2日・祝祭日附工事での作業日の撤替えについて	2021/07/14
14	レディミクストコンクリート配合の承認の必要性について	2021/06/23
13	表掛調査について	2021/05/26
12	急雨時限外の運搬について	2021/05/16
11	材料単価の採用方法について	2021/03/25
10	工事完成図の納品について	2020/08/28
9	工事完成図書について	2020/07/27
8	工事関係書類等の作成について	2020/08/23
7	工事関係書類の適正化の更なる推進に向けて	2019/12/25
6	施工体制台帳の改訂ごとに添付する書誌	2018/11/29
5	工事発注までの手続き及び工期について	2019/11/11
4	施工体制の書類作成について	2018/8/26
3	○○出張所長の仕事のやり方について	2018/4/23
2	仮設処理工及び仮設駐輪場管理員の積算について	2018/4/28
1	招致書の積算金額確認について	2018/11/16

4. 生産性向上に向けた取り組み

四国として進めるインフラDXの方向性

四国地域において、地域住民のニーズを基にデータとデジタル技術を活用し、社会資本整備や公共サービスの改革を推進すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や四国地方整備局の文化・風土や働き方を改革し、建設業の生産性の向上を図ると共に、インフラへの国民理解を促進し安全・安心で豊かな生活を実現するため、各部局が横断的に連携してインフラ分野のDXを推進することを目的に、「四国地方整備局インフラDX推進本部会議」を設置する。(R3.8.24設置)

四国地方整備局インフラDX推進本部会議

※既存「i-Construction推進本部会議」を改編

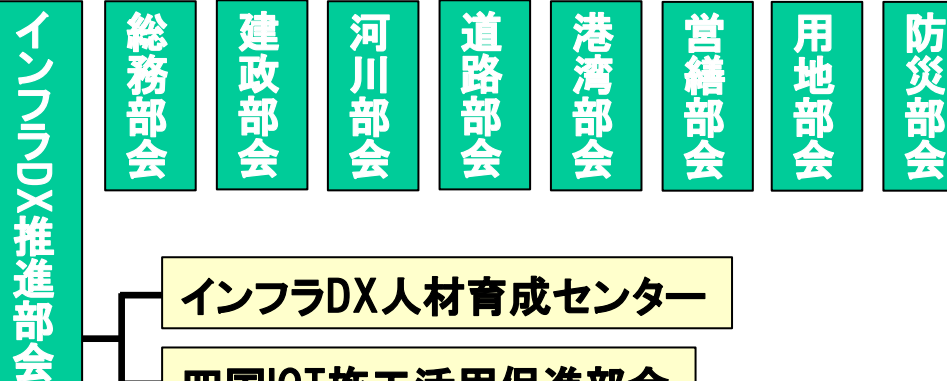
[本部長]局長 [副本部長]次長、次長(兼総務部長)

[本部員]企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長、統括防災官

四国地方整備局インフラDX推進本部会議幹事会

[幹事長]企画部長 [副幹事長]企画調査官

[幹事]総括調整官(建設)、広報広聴対策官、技術調整管理官、技術開発調整官、建設産業調整官、河川情報管理官、道路情報管理官、事業計画官、官庁施設管理官、用地調査官、総括防災調整官、四国技術事務所長、高松港湾空港技術調査事務所長



連携

関係業界団体
大学、高校
県市町村

連携

四国地方公共工事品質確保推進協議会

四国地整新技術活用評価委員会

総合評価委員会

四国として進めるインフラDXの方向性

★ 地域建設業 担い手確保

(ICT技術を活用した生産性向上、働き方改革)

★ 行政手続きや暮らしにおけるサービスの改革

★ 四国地方整備局 職員の働き方改革

(デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化)

方向性		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地域建設業 担い手確保	生産性の向上 (デジタル技術 の活用促進)	◆i-Constructionの推進 ◆ICT土工の発注者指定型の拡大 ◆原則全ての工事で試行	◆ICT土工 小規模工事へ拡大 ◆各種取組の検討・実装	建設現場の生産性2割向上		
		遠隔臨場の試行		遠隔臨場の実装、新たな監督・検査技術の活用促進		
		BIM/CIM適用の拡大		BIM/CIM原則化	BIM/CIMの普段使い	
		DXセンターの整備		※当面は、既存施設・機材等で研修等実施		
	人材育成 環境整備	受発注者研修等	受発注者研修等の拡充(ICT活用、BIM/CIM、UAV等)			
		DXルームの整備、高性能PC等の段階的配備、高速通信網等の環境整備				
	関係機関 との連携	関係機関との連携強化(アドバイザーの拡充、コミュニケーション等)				
		関係機関との協働(新技術活用モデル工事等)				
	広報の推進	『新しい“カッコイイ”建設業』をPR(動画作成、見学会等の開催、マスコミへのPR等)				
行政手続きや暮らしに おけるサービスの改革		行政手続きの電子化等(許認可業務の電子化、効率的な審査方法等)				
		住民、利用者等の利便性・サービス向上(料金徴収の自動化等)				
四国地方整備局 職員の働き方改革		WEB会議の標準化、RPA導入による業務の自動化・効率化				
		河川管理・道路管理・港湾技術等の高度化・効率化				
		災害対応の高度化・効率化(情報収集・分析・共有、自治体支援活動)				

部会	地域建設業 担い手確保	行政手続きや暮らしにおけるサービスの改革	四国地方整備局 職員の働き方改革
インフラDX 推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成(体験・体感、技術支援) 		<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成(体験・体感、技術支援)
	<ul style="list-style-type: none"> ・最新技術を活用したモデル工事 (日建連との連携) 		<ul style="list-style-type: none"> ・RPA等の導入(競争参加資格確認審査資料の作成、積算自動チェック 等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の取り組み 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務での情報共有システム(ASP) 及び閲覧システム(クラウド)の活用 ・パワーアシストスーツの普及促進 ・排水ポンプ車状態監視装置の整備 		
総務部会		<ul style="list-style-type: none"> ・RPA等の導入(通勤手当の経路検索作業・宿舎入退去情報のシステム間連携・GIMAの職員異動情報更新作業・入札情報サービス(PPI)の公表作業の自動化 等) 	
建政部会	<u>1. 讃岐まんのう公園の運営維持管理の効率化</u>		2. 自治体のスマートシティ推進を支援 3. 審査業務、打合せ等の効率化
	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈りの自動化・無人化 	<ul style="list-style-type: none"> ・入園料徴収の自動化・無人化等 ・次世代モビリティの導入 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・許認可業務の電子化推進 	

※全国ベースでの取り組み : 黒字
 四国独自の取り組み : 赤字

部会	地域建設業 担い手確保	行政手続きや暮らしにおけるサービスの改革	四国地方整備局 職員の働き方改革
河川部会		<ul style="list-style-type: none"> ・許認可業務の電子化推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・3次元管内図の整備 ・UAVを活用した河川巡視 ・越流等検知装置の開発 ・ダムでのUAV、CCTV(AI解析)を活用した巡視・点検の検討 ・AIを活用したダム管理の検討 ・CIMを活用した地すべりブロックの3次元化 ・グリーンレーザ等を用いた地形測量
道路部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンによる橋梁点検 ・工事定形作業の効率化 		<ul style="list-style-type: none"> ・スタック車両等をドローンで早期に発見、把握 ・交通障害自動検知システムで道路異常の早期発見 ・VRを活用した研修の実施
港湾部会	<ul style="list-style-type: none"> ・点検ロボを活用した港湾施設の維持管理 ・ICT技術を活用した施工の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム連携による旅行者⇄海上タクシー等⇄港湾管理者間のシームレスな電子手続き 	
営繕部会	<ul style="list-style-type: none"> ・BIM/CIM建築土工を活用した施工の試行 ・情報共有システム(ASP)の活用 ・工事写真の小黑板情報電子化 ・遠隔臨場の試行 		<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上技術に関する職員研修

※全国ベースでの取り組み : 黒字
 四国独自の取り組み : 赤字

部会	地域建設業 担い手確保	行政手続きや暮らしにおけるサービスの改革	四国地方整備局 職員の働き方改革
用地部会			<ul style="list-style-type: none"> ・RPA等の導入(入札説明書等の作成) ・BIM/CIMと用地情報との連携
		<ul style="list-style-type: none"> ・リモートによる用地交渉等の推進 	
防災部会			<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集ツールの高度化、ドローンの運用者育成・自動運転化 ・高精度な浸水状況自動検知システムの活用、情報収集の自動リアルタイム化 ・被害情報の四国版Di-MAPSへ自動反映、国・自治体双方からの被害情報登録

※全国ベースでの取り組み : 黒字
 四国独自の取り組み : 赤字

インフラDX推進部会

～『魅力ある、新しい、“カッコイイ”建設業』を目指し～

- ◆インフラDX人材育成
- ◆最新技術を活用したモデル工事
(日建連との連携)
- ◆広報の取り組み
- ◆技術管理課の取り組み
- ◆施工企画課の取り組み

体験・体感する お気軽に短時間で体験できるメニュー、組み合わせでの体験・研修も検討中

意識・働き方の改革

①DX事業紹介・魅力ある建設業をPR **学**



《徳島県作成動画》

インフラDXの取り組みや活用事例を紹介
新しい“カッコイイ”建設業を実施をPR

意識・働き方の改革

②お手軽なICT技術の体験 (ワンマン測量、小型建機等) **学**

自動追尾型TSを活用した測量や
小型ICT建機の効果を体験



意識・働き方の改革

③遠隔臨場の体験 **受**



WEB会議システムを用いた
遠隔臨場の体験

意識・働き方の改革

④ICT現地研修会 **学**

ICT普及に向けた
現地講習会



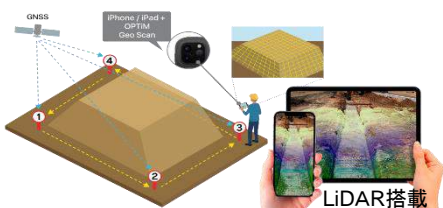
意識・働き方の改革

⑤ICT施工経営者向け講習会 **受**

ICT導入促進に向け、経営者等
を対象とした
先駆者等による
講習会を開催

最新技術と未来の建設業

⑦最新のデジタル技術等を体験 **学**



モバイル端末を活用
した計測技術を体験



パワーアシスト
スーツを体験

最新技術と未来の建設業

⑧VR/AR/MRによる疑似体験 **学**



3次元設計データで作られた仮想空間を
体験し、完成イメージの確認や安全対策
日常点検の検討などを体験



最新技術と未来の建設業

⑨近未来の建設業を体感 **学**



他地整や業界等と連携し、AIを活用した
自律化施工等の近未来の建設業を体感

意識・働き方の改革

⑥UAV操作演習 **発**

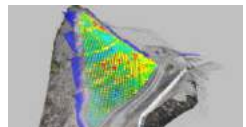


技術支援（研修／講習会） 専門知識を深めるための研修・講習会

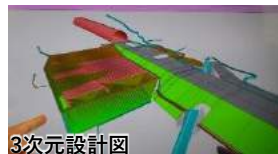
技術支援・普及促進

⑩ICT計測技術・3次元設計図作成技術等の講習会 **受**

ICT施工技術普及(小規模土工含む)のために、
ICT土工等の一連のプロセスの技術支援を実施



出来形計測とヒートマップ

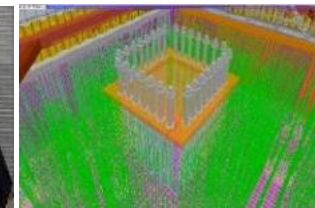


3次元設計図

技術支援・普及促進

⑪BIM/CIM研修 **発**

BIM/CIMが活用できる人材の育成



技術支援・普及促進

⑫重機の遠隔操作演習 **受**



離れた安全な場所から、遠隔で
建設機械を操作する技術を習得

◆建設会社の技術者を対象としたICT活用“技術支援”と“体験・体感”

名 称	内 容		カテゴリー	予定回数
ICT計測技術講習	ICT土工の普及促進のための技術支援 (計測技術編)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工概要 ・3次元起工測量 ・3次元出来形管理等の施工管理 	技術支援	1回
ICT施工技術講習	ICT土工の普及促進のための技術支援 (施工技術編)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工概要 ・3次元設計データ作成 ・ICT建機による施工 等 	技術支援	1回
ICT小規模工事講習	ICT土工の普及促進のための技術支援 (小規模工事編)	<ul style="list-style-type: none"> ・小型BHによる施工 ・スマートフォン等を活用した計測技術 ・基準類の解説 	技術支援	4県で 開催
ICT舗装技術講習	ICT舗装工の普及促進のための 技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT舗装工の施工技術 ・TLSによる出来形計測、点群データ処理 ・3次元出来形管理 等 	技術支援	1回
ICT施工経営者講習	経営者等を対象としたICT施工の 導入促進に向けた講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTトップランナー等による講演 	体験・体感	1回
無人化施工機械操作 演習	無人化施工機械の知識及び基本操作 並びに遠隔操作を習得するための演習	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作式バックホウ操作 (目視、遠隔) 	技術支援	1回

※業界等の人材育成ニーズを踏まえ順次追加・再編

◆国・県・市町村の技術者を対象としたICT活用“体験・体感”と“技術支援”

名 称	内 容	カテゴリー	予定回数
インフラDX研修	ICT施工やBIM/CIM等を現場で活用出来る人材を育成し、受注者と連携して推進できるよう発注担当者の能力の向上を図る	体験・体感	1回
ICT現地研修会	ICT技術を実際に建設会社やコンサルタント会社等から現地にて学び、実践、体感した上で今後の活用を検討、発注担当者として建設現場の生産性向上を推進する能力の向上を図る	体験・体感	1回
無人航空機（UAV）操作演習	無人航空機（UAV）の操作技術を体験・体感、操作技術の習得・スキル向上を目的に、演習を実施	体験・体感	1回
ICT小規模工事講習	R4より適用される小規模工事について技術を習得 今後の活用を検討、発注担当者として建設現場の生産性向上を推進する能力の向上を図る	技術支援	4県で開催
BIM/CIM研修	BIM/CIMを活用するために必要な技術や発注担当者が担うBIM/CIMの役割等を習得し、BIM/CIMの推進に向けた技術力の向上を目指す	技術支援	1回

※国・県・市町村の人材育成ニーズを踏まえ順次追加・再編

地域の建設業が使える**カッコイイ最新技術**を活用したモデル工事（見せる現場）を令和4年度に実施予定。

【モデル工事のイメージ】

地域の建設業が使用可能な最新技術を多く含む**一般土木Cが施工する工事**

○公告時期：令和4年8月（整備局管内で1件） ○発注規模：分任官工事 ○工種：橋梁下部工事

【背景とコンセプト】

《背景》

- 四国地方は高齢化が全国より10年早く、建設業の担い手の中長期的な育成・確保は喫緊の課題。
- 新技術の導入による建設産業の生産性向上と若手技術者の確保や育成が必要。

《コンセプト》

- 地域の建設業が、「使ってみたい」と思う最新技術を取り入れる。
- 親御さんが納得するインテリジェンスや安全をアピールできる最新技術を取り入れる。



【これまでの検討状況】

《日本建設業連合会 インフラ再生委員会》

- 小規模工事への取組み推進に向け、会員企業が保有する技術やノウハウを広く全国に普及させ、活用することを念頭にDX事例集（91技術）（R4.1）を作成。

《地域の建設業が使いたい技術》

- 四国建設青年会議の協力を仰ぎ、DX事例集の中から使いたい11の技術を選定し、橋梁下部工事で実施予定。

※建設DX事例集は日建連HPからダウンロード可能
<https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=356>

建設DX事例集

2022年1月

清水建設株式会社

取組内容	ICT	現場	関係者
ICT-FULL活用工事	ICT設備	ICT設備	ICT設備
取組内容	現場	現場	現場
関係者	関係者	関係者	関係者

ICTフル活用による工事管理の効率化・高度化の取組み

1. 事業概要

事業概要：清水建設株式会社、神奈川県の橋梁上部工事（100m超）の建設工事。従来の建設現場では、最大長さ約70mの長大橋脚を10m単位で構築するため、本工事では従来の建設現場よりも、より安全かつ効率的な施工を実現し、建設現場全体の生産性を向上させる取組みを実施している。

図1 建設DX事例集の取組内容

【現場・設備のスペック】

- ・現場：最大長さ約70mの長大橋脚を10m単位で構築するため、従来の建設現場よりも、より安全かつ効率的な施工を実現し、建設現場全体の生産性を向上させる取組みを実施している。
- ・設備：最大長さ約70mの長大橋脚を10m単位で構築するため、従来の建設現場よりも、より安全かつ効率的な施工を実現し、建設現場全体の生産性を向上させる取組みを実施している。

図2 現場管理システム

図3 現場管理システム

○ 各機関の取り組みをマスコミ(TV)にPRし、取り上げて貰う



四国品確協「ICT現地研修会」高知県版(R3.11.24)
NHK高知放送局の取材あり
18:10からの「こうちいちばん」で放映



中学生が重機やドローンの操縦体験(R3.12.3)
NHK徳島放送局の取材あり
18:10からの「とく6徳島」で放映



土木を学ぶ高校生が最新のICTを体験(R3.12.13)
今治CATVの取材あり
CATVニュースで放映、YouTubeで配信

○ 建設業界等が作成等したイメージアップ動画を拡散



徳島県作成のPR動画
“カッコイイ、希望の持てる、建設産業へ”
徳島県建設業協会バージョンも作成された



愛媛県建設業協会作成のPR動画
“やりがい”と“希望”の持てる建設業にチャレンジ！



福留開発(株)の取り組み
『2022 POWER』

『魅力ある、新しい、“カッコイイ”建設業』をPR！

- 地域建設業の「担い手確保」に向け、デジタル技術等を活用した『新しい“カッコイイ”建設業』を多くの方に（小中高生及び大学生、その親御さん等）知って頂く取り組みを強く推進
- 受注者、発注者及び業界団体が連携し推進

◆受注者、発注者及び業界団体が連携し、“カッコイイ”建設業をPR

- ☞ PR動画等の作成・配信
 - ・四国建設青年会議と協働でPR動画を作成中
- ☞ 受発注者、関係団体の各種取り組みをSNS等を活用してPR
- ☞ 受発注者、関係団体への協力依頼

◆受注者、発注者及び業界団体が実施する見学会、出前講座等を積極的に開催、それをマスコミ(TV)にPRし、取り上げて貰う

- ☞ デジタル技術や生産性向上・働き方改革に資する新たな取り組み等を体感・体験、PRできる見学会等を積極的に開催
- ☞ マスコミ懇談会等でのPR
- ☞ 受発注者、関係団体への協力依頼

【SNSを活用したPR】



【R3見学会等の取材状況】



5. 四国品確協の取り組み

四国地方公共工事品質確保推進協議会

令和4年度 実施・活動方針(案)について

- 四国地方公共工事品質確保推進協議会は、国、法人、地方公共団体で全114団体が参加
- 平成18年度から、全14回開催（運用指針策定前 7回、策定後 7回）

■設立

平成18年7月12日

■メンバー(令和3年度時点)※オブザーバー含む

◇四国地方公共工事品質確保推進協議会

国 : 12団体

国土交通省 四国地方整備局
 農林水産省 中国四国農政局
 林野庁 四国森林管理局
 環境省 中国四国地方環境事務所
 高等裁判所 高松高等裁判所
 財務省 四国財務局
 国税庁 高松国税局
 国土交通省 四国運輸局
 国土交通省 第五管区海上保安本部
 国土交通省 大阪航空局
 警察庁 四国管区警察局
 経済産業省 四国経済産業局

法人 : 3団体

西日本高速道路(株) 四国支社
 本州四国連絡高速道路(株)
 (独)水資源機構

地方公共団体 : 99団体(4県、全95市町村)

■開催実績(平成27年度～令和3年度※)

◇協議会 7回、幹事会 8回

◇県部会(徳島、香川、愛媛、高知)56回

※「発注関係事務の運用に関する指針」策定後の6カ年

四国地方公共工事品質確保推進協議会

- <目的> 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保
- <活動内容> 年1回開催
 - ・発注者の責務としての各種施策の検討
 - ・発注関係事務を適正に実施するための発注者支援の体制づくりの検討並びに支援を実施。
- <構成員>
 - (国) 四国地整局長、関係省庁出先機関部長等
 - (県) 土木部長等
 - (市町村) 市町村長
 - (特殊法人等) 四国内に組織を有する機関の部長等

幹事会

- <活動内容> 年1～2回開催
 - ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等
- <構成員>
 - (国) 四国地整企画部長、関係省庁出先機関部長等
 - (県) 副部長、次長、課長等
 - (市町村) 担当部課長等
 - (特殊法人等) 四国に組織を有する機関の課長等

県部会

- <活動内容> 年2回開催
 - ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換等
- <構成員>
 - (県) 土木部長等
 - (市町村) 課長(発注担当・財務担当課)
 - (国) オブザーバー

1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

2. 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握・公表
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

- ・ 四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握結果を踏まえた国・県の個別支援（キャラバン）
- ・ 地公体が抱える課題に対する解決策の提案や、国の施策の地公体への浸透、展開
- ・ 品質確保関係相談窓口（国・県）の活用
- ・ 工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・ 国・県等の既存研修制度の活用及び講習会の開催
- ・ 国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・ 国・県による市町村との意見交換の実施等（場合によっては地区別県部会の開催等）

全国統一指標に関する活動

1 週休2日対象工事の設定【工事】

対象工事の拡大(国、県、市町村等)し、週休2日の取り組みを推進するよう、取り組む。
国・4県・市町村等含めて『全工事統一休業日』を設けて取り組む。(目標R4d 毎月1回以上)

2 施工時期の平準化【工事】

更なる平準化のための意識向上を目的とし、全機関において0.8以上を目標とする。
公表にあたっては、国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック単位及び各県域単位の平準化率を公表。
平準化を促進するために「さ・し・す・せ・そ」に取り組む。好事例の共有、キャラバンの実施

地域独自指標に関する項目

1 適正な設計変更について(設計変更ガイドラインの策定)【工事】

市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努めるよう取り組みを継続。

2 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

全機関が、ICTを活用した取り組みを始める。
また、各県毎に継続して現場実地研修会等による取り組みの浸透を図る。

発注者(建設業)共通の課題への対応

1 魅力ある業界をPRする取り組み【広報・情報発信】

週休2日やICT・最新技術の活用など、新しい建設業(現場)の魅力を各発注者からも発信していく。

<p>目的</p>	<p>建設業を魅力ある職場に改善！ ＝週に2日は休める(4週8休)業界を目指す！</p>
<p>目標</p>	<p>「1.00」(新・全国統一指標R6d)→国・県の発注工事で令和4年度達成を目指す (→令和6年度までに市町村等の発注工事を対象として、週休2日に取り組む！)</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県発注の全工事で実施するまで進んでない。市町村工事は、ほぼ未実施。 ●市町村工事等においても「週休2日制」が進まないと、本来の目的達成は厳しい。
<p>提案</p>	<p>R4dは、四国各県内で具体化・宣言して「週休2日」実現に向けて取り組む。 →①「週休2日(4週8休)」対象工事の拡大、実施 対象:国・県・市町村等 →②全工事による【統一休業日】の実施 対象:国・県・市町村等</p>

令和4年度の活動方針(案)

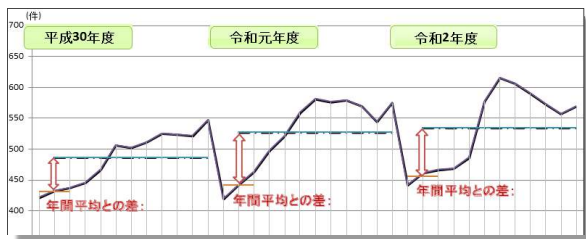
①【週休2日対象工事】の拡大

- 週休2日(4週8休)対象工事の拡大に取り組む(対象:国・県・市町村等工事)
- 期間は、令和4年度～
- 検証は、令和4年度～並行して実施
- 好事例などを協議会で共有

②【全工事統一休業日】の実施

- 毎月1回は、土日を休日として取り組む(対象:国・県・市町村等工事)
- 期間は、令和4年度
- 検証は、令和4年度内に並行して実施
- 好事例などを協議会で共有

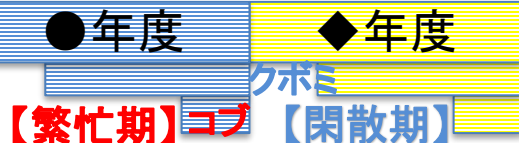
■広報:取り組み内容を幅広くPRしていく。(業界内だけに留まらない広報)



目指すべきもの シコク の さ・し・す・せ・そ

◇発注工事の稼働状況で【閑散期】・【繁忙期】を無くす＝平準化
 → 受注業者の稼働できる範囲での発注、予算執行できる仕組み

従来の予算執行イメージ
 年度末＝【繁忙期】コブ
 年度初＝【閑散期】クボミ

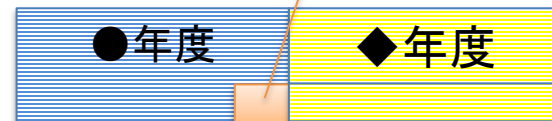


さ 債務負担行為の活用



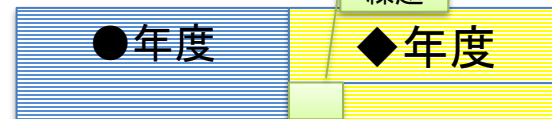
し 柔軟な工期の設定
 (余裕期間制度の活用)

余裕期間制度活用



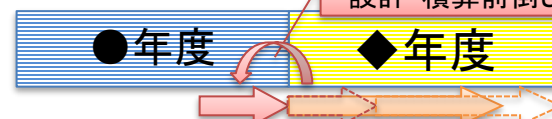
す 速やかな繰越手続き

繰越

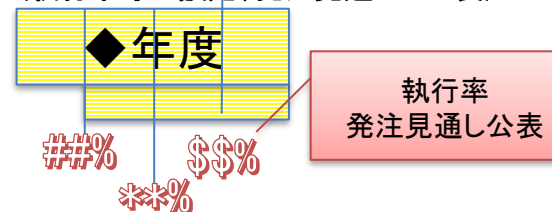


せ 積算の前倒し

設計・積算前倒し



そ 早期執行のための目標設定
 (執行率等の設定、発注見通しの公表)



四国品確協は、シコクの無い『バランス』良い工期設定を目指します
 ココブ クボミ

★「さしすせそ」の活用改善

- (さ)債務負担額の改善
- (し)余裕期間制度の充実など、工期の設定を改善
- (す)繰越手続時期を前倒し調整

★市町村への取組(支援)

◆「さしすせそ事例集」の普及 → キャラバンの実施 好事例の共有

1) 新・全国統一指標、地域独自指標について

◆新・全国統一指標

(上段) : 最新の実績値
下段 : 令和6年度の目標値

	No	新・全国統一指標	四国 地域	県域			
				徳島県	香川県	愛媛県	高知県
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化) <small>4~6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数</small>	(0.73) 0.90	(0.65) 0.90	(0.75) 0.90	(0.77) 0.90	(0.68) 0.90
	②	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) <small>週休2日対象工事件数(公告等) 全工事件数(公告等)</small>	(0.68) 1.00	(0.53) 1.00	(1.00) 1.00	(0.75) 1.00	(0.37) 1.00
	③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	—	(0.84) 1.00	(0.73) 1.00	(0.95) 1.00	(0.88) 1.00
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散) <small>第4四半期(1~3月)に完了する業務件数 年度の業務稼働件数</small>	(0.44) 0.4未満	(0.42) 0.4未満	(0.30) 0.4未満	(0.44) 0.4未満	(0.45) 0.4未満
	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>設定した入札件数 年度の発注業務件数</small>	—	(1.00) 1.00	(0.06) 1.00	(0.42) 1.00	(1.00) 1.00

◆地域独自指標

◆地域独自指標は、令和6年度(2024年)までに **100%達成** を目標とする。

○週休2日対象工事の設定【工事】

対象工事を拡大(国、県、市町村等)し、週休2日の取り組みを推進。

国・4県・市町村等含めて『全工事統一休業日』を設けて取り組む。

○目標: 毎月1回 第2土曜日

(令和4年4月9日、5月14日、6月11日、7月9日、8月13日、9月10日、10月8日、11月12日、12月10日、令和5年1月14日、2月11日、3月11日)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release
令和4年3月24日
四国地方整備局

同時発表: 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国の公共工事は「毎月第2土曜日」一斉に休みます! (四国初の取り組み)

～ 魅力ある建設業を目指し「全工事統一休業日」に取り組めます ～

近年の気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化するとともに、切迫する南海トラフ地震への備えの必要性が高まる中、地域建設業は、防災・減災対策や災害発生時の応急復旧などを担う「地域の担い手・守り手」であります。

この地域建設業の喫緊の課題である担い手の確保に向け「魅力ある建設業」、「若者や女性にとって働きやすい職場や快適な現場環境の整備」が急務となっています。

このため、四国内の公共工事発注機関等で組織する四国地方公共工物品質確保推進協議会(会長:四国地方整備局長)では、地域建設業の『働き方改革』に繋がるきっかけの一つとして、今回、**四国で初めて「毎月第2土曜日」を一斉に休み**とする「**全工事統一休業日**」の取り組みを実施します。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆「全工事統一休業日」の取り組み

令和4年度に稼働する四国内の公共工事において、毎月第2土曜日を「全工事統一休業日」として現場閉所に取り組むものです。
災害復旧や公共施設等の平日利用のためなど、緊急工事や工程上やむを得ず、統一休業日に工事するところもあります。
本取り組みは、受発注者が連携して実施します。

日時や協力団体などの概要は、**別添1**のチラシを参照下さい。

(問い合わせ先)
四国地方公共工物品質確保推進協議会事務局(四国地方整備局 企画部 技術管理課内)
(略称:四国品確協) 工物品質調査官 江川 昌克(内線3130)
技術検査官 谷野 祐司(内線3121)
TEL:087-811-8311(技術管理課直通)
FAX:087-811-8412(技術管理課直通)

別添1

四国の公共工事は4週8休を目指して

全工事統一休業日

まずは毎月**第2土曜日**休みます!

工事休んで楽しい土曜日に!

建設業は、令和6年4月から労働基準法による「時間外規制」が適用されます。
「統一休業日」は、「週休2日」を目指す取り組みとして実施します。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和4年度四国公共工事「統一休業日」は、下記の日程を予定しております。

4月 9日	5月 14日	6月 11日	7月 9日
8月 13日	9月 10日	10月 8日	11月 12日
12月 10日	1月 14日	2月 11日	3月 11日

災害復旧や公共施設等の平日利用のためなど、緊急工事や工程上やむを得ず、統一休業日に工事するところもあります。

四国地方公共工物品質確保推進協議会

会長:四国地方整備局長 会長代理:四国建設協会 副会長:四国建設協会 会長:四国建設協会 会長:四国建設協会 会長:四国建設協会

地方公共団体:徳島県 香川県 愛媛県 高知県 四国内全95市町村
法人等:西日本高速道路(株)四国支社 水戸市高速道路建設(株) (株)水安道建設

協議会事務局:四国地方整備局 企画部 技術管理課内 香川県中川建設事務所 香川県中川建設事務所 香川県中川建設事務所

四国品確協の取り組み

TEL:087-811-8311 FAX:087-811-8412

令和2年度までの進捗状況（代表事例）

1 発注見通しの公表時期と頻度

○「発注関係事務の運用に関する指針」の改正に基づき、**令和2年度より四半期毎に統合公表を実施。**

四国地整HP(トップページ)



■四国内の県別発注見通し一覧表

平成29年度 徳島県内建設工事発注見通し一覧表

○この一覧表は、平成29年度に徳島県内で発注する予定の建設工事について、各発注機関が公表している発注見通し情報を平成29年10月1日時点、
○発注見通しの更新頻度は、発注機関によって異なる場合があります。最新情報は、各発注機関のホームページ等で確認ください。
○この一覧表の対象となる発注機関は、下記の通りです。
国土交通省、四国森林管理局、第五管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所
徳島県
徳島県内市町村
○記載内容の詳細情報は、各発注機関のホームページ等でご確認ください。
○記載内容についてのお問い合わせは、各発注機関へお願いします。
○掲載契約については、「発注時期」と「契約時期」と読みかえて下さい。
○ここに記載している工事が発注されない場合や記載していない工事が発注される場合、また、実際に発注する工事がこの記載内容と異なる場合があります。

No.	発注機関	担当部署等	発注時期	入札・契約方法	工事名	市町村名	工事箇所	工事種別
1	国土交通省	〇〇事務所	第3四半期	一般競争入札(総合評価)	平成29年度 〇〇橋下部工事	〇〇市	〇〇地先	土木一式工事

Excelデータをダウンロードして必要なデータの抽出、並替え等の加工等が可能

(様式1) 工事の発注の見通しについて

平成29年10月1日現在

番号	発注機関	部署	事務所名	工事名	工事場所	工事期間	工事種別	工事概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
1	○参加機関：国及び関連機関を併せた「17機関」										
2	「徳島県」と徳島県内の「全24市町村」										
	「香川県」と香川県内の「全17市町」										
	「愛媛県」と愛媛県内の「全20市町」										
	「高知県」と高知県内の「全34市町村」										
	全116団体 公表率100%										

(注1) 公費工事は、予定価格が250万円を超えると見込まれるものが対象である。

「企画部」→「四国内の工事・業務発注見通し情報について」を **クリック**

現在、令和2年4月1日時点の情報を公表中

工事（業務）設計書の公表イメージ（入札情報サービス）

四国地方整備局 - 入札・契約情報 × 入札情報サービス入札の経過 (新) ×

https://www.i-ppi.jp/PP/ISearchServices/Web/Gyomu/Keika/Lis/

入札情報サービス

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州

中長期の検索 工事の検索 業種の検索 発注機関の検索

入札の経過 (業務) 案件概要

発注機関	国土交通省四国地方整備局
担当部・事務所	企画部
業務名称	平成31年度 一般土木工事等技術審査支援業務
業務対象地域	目：香川県四国地方整備局 至：
入札契約方式	一般競争入札 (標準型)
業務区分	土木コンサル業務
設計書番号	1988220200002 *発注機関が独自に定めるコード
公告日時	2018年12月21日 00時00分
期限日時	2019年01月11日 17時00分
開札日時	2019年02月14日 10時31分
契約日	2019年04月01日
電子入札対象	対象
■ 予定価格情報	
予定価格	9,650,000 (税抜き)
■ 落札者情報	
落札者名	株式会社建設マネジメント四国
落札価格	9,400,000 (税抜き)
■ 契約情報	
契約者名	(株) 建設マネジメント四国
契約金額	10,152,000 (税込み)

イメージ表示は「積算内訳書」だが、これが「工事（業務）設計書」として表示され、リンク先で表示されるのも設計書となる。
(※工事も同様)

入札経過	支店名称	公開日時	最終更新日	最終終了日
積算内訳書		公開中	2020年02月13日 15時01分	2021年03月31日 23時00分
入札調書		公開中	2020年02月13日 15時01分	2021年03月31日 23時00分
入札調書(総合評価落札方式)		公開中	2019年04月05日 00時39分	2021年03月31日 23時00分

内容に関するお問い合わせは各発注機関までお願いします。

発注機関への連絡先等ははこちらからご確認ください。 お問い合わせ先一覧

検索結果一覧画面に戻る

0210800020194220000008418.pdf - Adobe Acrobat Standard DC

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

ホーム ツール 文書

積算内訳書

1. 業務名

業務名	平成31年度 一般土木工事等技術審査支援業務
実行場所	四国地方整備局
2. 業務内容

1) 事務所名	企画部 技術管理課
2) 履行期間	366日間 自 平成 31年 4月 1日 至 平成 32年 3月 31日
- 3) 設計説明

本業務は、公共工事の品質確保を目的として四国地方整備局(宮津部、徳島空港部及び徳島事務所を除く。)で発注手続きが行われる道路及び河川等に関する総合評価落札方式による工事発注において、工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書の分析・整理等を行うものである。
- 4) 業務内容

競争参加資格確認申請書の分析・整理

- 1 - 国土交通省 四国地方整備局

積算内訳書

業務名	平成31年度 一般土木工事等技術審査支援業務	業種	設計業務
項目・工程・種別	単位	数量	金額
技術審査業務	式	1	3,631,000
技術審査	式	1	3,578,600
設計書	式	1	124,840
競争参加資格確認・整理	式	1	2,659,834
総合評価項目分析・整理	式	1	793,926

業種別内訳

業種	数量	金額
設計業務	1	3,631,000
技術審査業務	1	3,578,600
設計書	1	124,840
競争参加資格確認・整理	1	2,659,834
総合評価項目分析・整理	1	793,926

1チーム、3着目点、2実施方針、1着目(ヒアリング参加) 施工計画又は技術提案

6. 資材高騰対策(単品スライド)

(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- **賃上げ・価格転嫁対策**（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、**国土交通省**、厚生労働省）
 - 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、**取引適正化の取組を進める**。
 - 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。
 - アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に関係する事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

◎工事請負契約書

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 **特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体
スライド単品
スライドインフレ
スライド

これまでの運用ルール

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更



新たな運用ルール

- 1) 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル



四国地方整備局におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来庁される皆様にはご不便をおかけしますが、事前に電話連絡をいたしてお願致します。
また、アポイントメントを取らずに来庁される方につきましては、おが、受付で担当者にご連絡いただきますよう、お願い致します。

採用情報
「これからの仕事に活かしたい。」
から探しはじめ、あなたの未来を拓いていきます。

四国の防災情報
情報ページへ

各種コンテンツ

- TEC-FORCE (緊急災害対策推進隊)
- 四国地方整備局の予算
- 情報公開
- 入札・契約情報
- コンプライアンスの取組み
- 組織図・アクセス等

記者発表

- 7月22日 大塚町1区道路開通
- 7月22日 姫路1区1号車庫
- 7月22日 姫路1区1号車庫
- 7月22日 姫路1区1号車庫
- 7月21日 姫路1区1号車庫
- 7月21日 山形町ダム工事開通
- 7月21日 高知市1区道路開通

国土交通省 四国地方整備局 企画部

四国地方整備局の予算

行政・建設事業者の皆様へ

技術管理

工事関係書類等の適正化指針関係及び書類適正化目安箱

i-Construction

四国内の工事・業務発注見直し情報

優良工事表彰等について

建設機械の排出ガス対策

橋梁点検車の費与について

電気通信関係基準・共通仕様書

管理用光ファイバー及び収容空間の民間開放について

土木営繕関係

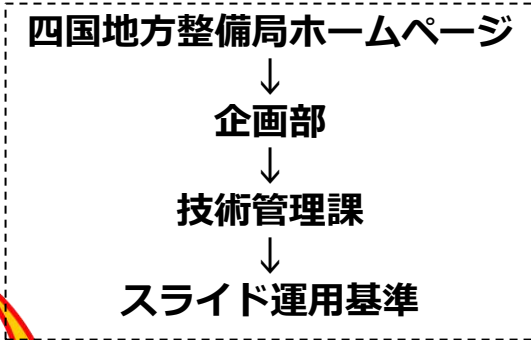
技術・業務研究発表会

四国地方ブロック土木部長等会議

過去の施策

四国水問題研究会

いきいき四国通信



国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術管理

TOP

工事

業務

通達・マニュアル等 (工事・業務)

四国地方整備局 TOP

- 工事**
- ① 総合評価落札方式関連
 - ② 工事監督・検査関係
 - ③ 積算基準
 - ④ 単価 (労務・材料)
 - ⑤ **スライド運用基準**
 - ⑥ 総合評価詳細落札方式
 - ⑦ 週休2日
 - ⑧ 公共工事の品質確保
 - ⑨ 建設マスター
 - ⑩ リサイクル
 - ⑪ 労務費調査
 - ⑫ その他

- 業務**
- ① 積算基準
 - ② 各共通仕様書
 - ③ 発注者支援業務等
 - ④ 単価 (技術者)
 - ⑤ 総合評価落札方式における賞上げを実施する企業に対する加点措置について (工事・業務)

- 通達・マニュアル等 (工事・業務)**
- ① 工事発注・契約関係
 - ② 工事施工関係
 - ③ 工事関係書類等の適正化指針・土木工事書類作成マニュアル
 - ④ 業務関係
 - ⑤ 電子納品に関する要項・基準
 - ⑥ 完成工事・完成業務の平均点

DEPARTMENT 各部門の紹介

総務部

企画部

建設部

河川部

港湾部

整備部

用地部

防災グループ

ありがとうございました

ご清聴ありがとうございました